

別冊 1

供給約款変更認可申請補正書

九州電力株式会社

別紙

電 気 供 給 約 款

平成25年5月1日 実施

九州電力株式会社

電 気 供 給 約 款

目 次

総 則	1
1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4
契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	9
契約種別および料金	10
14 契 約 種 別	10
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	13
17 臨 時 電 灯	19
18 公 衆 街 路 灯	23
19 低 圧 電 力	28

20	臨時電力	32
21	農事用電力	33
	料金の算定および支払い	38
22	料金の適用開始の時期	38
23	検針日	38
24	料金の算定期間	39
25	使用電力量の計量	39
26	料金の算定	41
27	日割計算	42
28	料金の支払義務および支払期日	42
29	料金その他の支払方法	44
30	延滞利息	46
31	保証金	46
	使用および供給	49
32	適正契約の保持	49
33	力率の保持	49
34	需要場所への立入りによる業務の実施	49
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	50
36	供給の停止	51
37	供給停止の解除	52
38	供給停止期間中の料金	52
39	違約金	53
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	53
41	制限または中止の料金割引	54
42	損害賠償の免責	55
43	設備の賠償	55

契約の変更および終了	56
44 需給契約の変更	56
45 名義の変更	56
46 需給契約の廃止	56
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	57
48 解 約 等	59
49 需給契約消滅後の債権債務関係	60
 供給方法および工事	61
50 需給地点および施設	61
51 架空引込線	62
52 地中引込線	63
53 接続引込線等	64
54 中高層集合住宅等への供給方法	65
55 引込線の接続	65
56 計量器等の取付け	65
57 電流制限器等の取付け	67
58 専用供給設備	67
 工事費の負担	69
59 一般供給設備の工事費負担金	69
60 特別供給設備の工事費負担金	71
61 供給設備を変更する場合の工事費負担金	72
62 特別供給設備等の工事費の算定	73
63 工事費負担金の申受けおよび精算	74
64 臨時工事費	76

65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	76
	保 安	78
66	保 安 の 責 任	78
67	調 査	78
68	調 査 等 の 委 託	78
69	調査に対するお客さまの協力	79
70	保安に対するお客さまの協力	79
71	検査または工事の受託	80
72	自家用電気工作物	80
附 則		81
別 表		131

総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契 約 負 荷 設 備

契約上利用できる負荷設備をいいます。

(7) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上利用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上利用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上利用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下

第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当

するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，次の場合を除き，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 53（接続引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上，経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	A
		B

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）

が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	1 3 1 円 2 5 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 2 1 円 5 5 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 1 0 円 8 0 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 9 0 円 3 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4 9 0 円 3 5 銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

八 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 2 7 円 8 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 3 9 円 1 5 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 0 円 1 0 銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は，5 アンペアといたします。

(ロ) 当社は，契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 33,500円を上回る場合は，別表 2

(燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	300円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円65銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2

線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

二 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	283円50銭
契約電流15アンペア	425円25銭
契約電流20アンペア	567円00銭
契約電流30アンペア	850円50銭
契約電流40アンペア	1,134円00銭
契約電流50アンペア	1,417円50銭
契約電流60アンペア	1,701円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円86銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	300円30銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するも

のに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気

機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき

2 8 3 円 5 0 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 6 円 6 5 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 0 0 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 4 円 8 6 銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で

表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円02銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円02銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	130円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	130円20銭

二 その他

- (イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26円40銭
-------------	--------

二 その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりいたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額いたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 6 円 4 0 銭
-------------	-------------

ハ その他

(イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものいたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力いたします。なお，

出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりとしたします。

1 契 約 に つ き	4 7 円 2 5 銭
-------------	-------------

(ロ) 電 灯 料 金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとしたします。

20ワットまでの1灯につき	1 1 9 円 7 0 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1 9 9 円 5 0 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2 8 0 円 3 5 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 3 9 円 9 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4 3 9 円 9 5 銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 0 4 円 7 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 0 5 円 5 5 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 5 3 円 3 0 銭

八 そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 5 7 円 2 5 銭
---------------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 5 円 9 8 銭
-------------	-------------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	2 8 0 円 3 5 銭
-------------	---------------

ホ そ の 他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気

方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、八によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	966円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	1 6 円 3 3 銭	1 4 円 7 2 銭

八 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均して算出した値が、85パーセントを上回る場合（(4)口により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

二 そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することは

できません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	186円90銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

八 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものとしたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし，その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとしたします。

契約電力1キロワットにつき

640円50銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，

夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	1 1 円 9 2 銭	1 0 円 8 9 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

二 そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（脱穀調整需要）

イ 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

ロ 料 金

契約電力が，5キロワット以下の場合は定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は，1年につき次によって算定された金額および別表1（再

生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の次によって算定された金額の合計は、最低保証料金 (最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。) を下回らないものとしたします。

契約電力 契約使用期間	0.5ｷﾛﾜｯﾄ	1ｷﾛﾜｯﾄ	2ｷﾛﾜｯﾄ	3ｷﾛﾜｯﾄ	4ｷﾛﾜｯﾄ	5ｷﾛﾜｯﾄ
最初の30日まで	円 銭 3,617.25	円 銭 5,145.00	円 銭 8,200.50	円 銭 11,256.00	円 銭 14,311.50	円 銭 17,367.00
30日をこえる 1日につき	円 銭 28.88	円 銭 57.75	円 銭 115.50	円 銭 173.25	円 銭 231.00	円 銭 288.75

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、19 (低圧電力) (5)イおよびロによって算定された金額 (電気を使用する場合のものとしたします。) の10パーセントを割増ししたものならびに別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均

燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

八 そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、電気の供給をしゃ断する装置は、56（計量器等の取付け）

(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針することがあります。この場合、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえた

とき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日

における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23(検針日)(4)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23(検針日)(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
 - (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bの場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、料金から別表1〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、

さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社の指定した日に料金を振り替えることといたします。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引

き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始も

しくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客様の支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客様の都合によって保証金をお返しできなかった場

合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当

社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客様が発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたが、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止すること

があります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客様がその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客様については、停止期

間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客様が36（供給の停止）(3)口からへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客様に電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湯水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

- (3) 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，従量電灯 B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または

臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

□ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

□ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容

量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合に

は、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお

お客様の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものいたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客様の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客様と当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客様の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込小柱を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客様の引込小柱を使用して、他のお客様への引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客様の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、お客様へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる

撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたは口の最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

口 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

口 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行

ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける工事を含みます。）をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、

当社の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、計量器、その付属装置および区分装置は、原則として屋外に取り付けます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なうさせていただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とする

ことがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,255円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	25,935円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

(4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。

この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長 = 架空配電設備の工事こう長 -

(地中配電設備の無償こう長 - 地中配電設備の工事こう長)

× 架空配電設備の無償こう長
地中配電設備の無償こう長

(6) 次の言葉は、(工事費の負担)においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地

点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (7) （工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

- (1) お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他お客様への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客様の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客様との電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付け）または57（電流制限器等の取付け）

によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

- (1) 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。

- (3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で，その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事

費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

- (4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

- (ロ) その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合
- 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。
- (イ) 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。） ，電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - (ハ) その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。
- なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。
- また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお

客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)口の場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要し

た費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

保 安

66 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

八 点 検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調 査 等 の 委 託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客さまの協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附

則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は，平成25年5月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯A

の場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則5(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで	280円35銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15円98銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。

ただし、27(日割計算)および41(制限または中止の料金割引)の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

4 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 料 金

料金は、15（定額電灯）(4)によって算定いたします。ただし、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

なお、1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計は、最低保証料金（需要家料金、電灯料金および小型機器料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(2) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、27（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3) 1年の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)、28（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ、29（料金その他の支払方法）(8)および別表2（燃料費調整）(1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものといたします。

(5) 36（供給の停止）(3)ニおよびへについては、農事用電力に準ずるものといたします。

(6) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約

使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

5 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものとしたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。

7 延滞利息の適用開始までの取扱い

12（承諾の限界）、15（定額電灯）、16（従量電灯）、17（臨時電灯）、18（公衆街路灯）、19（低圧電力）、20（臨時電力）、21（農事用電力）、27（日割計算）、28（料金の支払義務および支払期日）、29（料金その他の支払方法）、30（延滞利息）、31（保証金）、36（供給の停止）、38（供給停止期間中の料金）、39（違約金）、41（制限または中止の料金割引）、附則2（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則4（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および別表9（日割計算の基本算式）については、料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし、料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、次のとおりといたします。

(1) 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 料金

イ 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え

たものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

□ 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものとしたします。

ハ 早収期間は、次によります。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日としたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日としたします。

(イ) (11)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間としたします。

(ロ) 検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、(イ)にかかわらず、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間としたします。

(3) 定 額 電 灯

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボル

トまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 早 収 料 金

早収料金は，需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	1 3 1 円 2 5 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 2 1 円 5 5 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 1 0 円 8 0 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 9 0 円 3 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4 9 0 円 3 5 銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 2 7 円 8 5 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 3 9 円 1 5 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 7 0 円 1 0 銭

(4) 従量電灯

イ 従量電灯 A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
- b 定額電灯を適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は，5アンペアといたします。
- b 当社は，契約電流に応じた電流制限器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器を取り付けないことがあります。

(ニ) 早収料金

早収料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の12キロワット時まで	300円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円65銭

ロ 従量電灯 B

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約電流

a 契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

b 当社は，契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等を取り付けないことがあります。

(二) 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	283円50銭
契約電流15アンペア	425円25銭
契約電流20アンペア	567円00銭
契約電流30アンペア	850円50銭
契約電流40アンペア	1,134円00銭
契約電流50アンペア	1,417円50銭
契約電流60アンペア	1,701円00銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円86銭

c 最低月額料金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	300円30銭
---------	---------

八 従量電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

b 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、aに該当し、かつ、bの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用すること

があります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- b お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定

された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ホ) 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 8 3 円 5 0 銭
---------------------	---------------

b 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 6 円 6 5 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	2 2 円 0 0 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 4 円 8 6 銭

(5) 臨 時 電 灯

イ 臨 時 電 灯 A

(イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13円02銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13円02銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	130円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	130円20銭

(二) そ の 他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

□ 臨 時 電 灯 B

(イ) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 契 約 電 流

- a 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付

けないことがあります。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	3 1 5 円 0 0 銭
---------------	---------------

b 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	2 6 円 4 0 銭
-------------	-------------

(ニ) そ の 他

a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

八 臨時電灯 C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	315円00銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26円40銭
------------	--------

(ハ) その他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される

場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯 A

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) 早収料金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	47円25銭
---------	--------

b 電 灯 料 金

(a) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	1 1 9 円 7 0 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1 9 9 円 5 0 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2 8 0 円 3 5 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 3 9 円 9 5 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4 3 9 円 9 5 銭

(b) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(c) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に同じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	204円75銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	305円55銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	153円30銭

(ハ) そ の 他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 公衆街路灯B

(イ) 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 公衆街路灯Aを適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

(二) 早 収 料 金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	257円25銭
-------------------	---------

b 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	15円98銭
------------	--------

c 最 低 月 額 料 金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その1月の早収料金は，次の金額といたします。

(ホ) その他

a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(7) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ) 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するもの）といたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7（契約電力等の算定方法）に準じて算定し，b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	966円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円33銭	14円72銭

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（二ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ニ) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといた

します。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

へ そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(8) 臨時電力

イ 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ 早収料金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は，契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	186円90銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

早収料金は、低圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

二 そ の 他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(9) 農 事 用 電 力

イ 農 事 用 電 力 A（かんがい排水需要）

(イ) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(ロ) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(ハ) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、cによって力率割引または割増しをする場合は、

力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものいたします。

契約電力1キロワットにつき

640円50銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその

他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	1 1 円 9 2 銭	1 0 円 8 9 銭

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(二) そ の 他

a お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

b お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

ロ 農事用電力 B（脱穀調整需要）

(イ) 適 用 範 囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要に適用いたします。

(ロ) 早 収 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

a 定額制供給の場合

早収料金は、1年につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調

整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は, 別表2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお, 契約使用期間以外の期間については, 料金を申し受けません。また, 1年の早収料金の合計は, 最低保証料金(最初の30日までの早収料金とし, その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものとしたします。

契約電力 契約使用期間	0.5ｷﾛﾜｯﾄ	1ｷﾛﾜｯﾄ	2ｷﾛﾜｯﾄ	3ｷﾛﾜｯﾄ	4ｷﾛﾜｯﾄ	5ｷﾛﾜｯﾄ
最初の30日まで	円 銭 3,617.25	円 銭 5,145.00	円 銭 8,200.50	円 銭 11,256.00	円 銭 14,311.50	円 銭 17,367.00
30日を超える 1日につき	円 銭 28.88	円 銭 57.75	円 銭 115.50	円 銭 173.25	円 銭 231.00	円 銭 288.75

b 従量制供給の場合

早収料金は, 低圧電力の該当料金(電気を使用する場合のものとしたします。)の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし, 電力量料金は, 別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は, 別表2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は, 別表2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお, 契約使用期間以外の期間については, 料金を申し受けません。また, 1年の基本料金の合計は, 最低保証料金(基本料金の2月分とし, その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものとしたします。

c 力率割引および割増し

力率割引および割増しは, 従量制供給の場合に限り, 低圧電力

に準じて適用いたします。

(ハ) そ の 他

a お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

b お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、原則として、引込線等の切断または適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、電気の供給をしゃ断する装置は、56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(10) 日 割 計 算

イ 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(21)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(21)イ(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、(21)イ(ロ)により日割計算をいたします。

(ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(21)イ(ニ)により算定いたします。

(ニ) (イ)、(ロ)および(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

ハ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，(2)イ(イ)により日割計算をいたします。

ニ 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(1) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

(イ) 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，25（使用電力量の計量）(7)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(ロ) 定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

(ハ) (12)トの場合は，当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。

(ニ) 需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量

制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(ホ) 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計（定額制供給の農事用電力Bの場合は、早収料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

ハ (2)二の場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、ロにかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

ニ 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、ロにかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早収期限日は、(2)八にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早収期限日といたします。

(12) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定

した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ロ) お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(ハ) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金をイ(イ)、(ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

(ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(ハ) イ(ハ)により支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

八 当社は、イにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ロにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

ニ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。

ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ 23(検針日)(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

ト 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

チ 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

リ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

(13) 保証金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかった場合

b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、二により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(14) 供給の停止

イ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (イ) お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- (ロ) お客様の需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- (ハ) 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ロ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- (イ) お客様が料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
- (ロ) お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
- (ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ハ お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (イ) お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (ニ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (ホ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (ヘ) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用され

たとき。

(ト) 34 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(チ) 35 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(15) 供給停止期間中の料金

(14) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金 (早収料金の場合の料金といたします。) を(10)により日割計算をして、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(16) 違 約 金

イ お客さまが(14)八(ロ)から(ハ)までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

(17) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、40 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、

または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ イによる延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割

引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(18) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、ロおよびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

(イ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

(ロ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

ロ 早収料金は、(4)イ(ニ)、ロ(ニ)およびハ(ホ)にかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金（従量電灯Aの場合は早収料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イにかかわらず、ロに準じて算定いたします。

(19) 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。

イ 契 約 容 量

契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。

ロ 料 金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし，26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1 契約につき最初の12キロワット時まで	2 8 0 円 3 5 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	1 5 円 9 8 銭

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ハ その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。

ただし、(10)および(17)の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

(20) 農事用電灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて、農事用の誘が灯を毎年、一定期間を限り、1月以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

イ 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(イ) 早 収 料 金

早収料金は、定額電灯の該当料金を適用いたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、定額電灯に準じて算定された燃料費調整額を加えたものと

いたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の早収料金の合計は、最低保証料金（早収料金の1月分とし、その1年の契約負荷設備の総容量が最も大きいときの契約負荷設備によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

ロ 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、(10)に準じて日割計算をいたします。

ハ 1年の早収料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金の支払義務発生日は、下回る金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ (11)イ(ロ)、(12)リ、9（需給契約の単位）(1)、24（料金の算定期間）(2)および別表2（燃料費調整）(1)ハ(ロ)については、臨時電灯に準ずるものといたします。

ホ (14)ハ(ニ)および(ハ)については、農事用電力に準ずるものといたします。

ヘ そ の 他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、1月以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、定額電灯に準ずるものといたします。

(21) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (イ) 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (ロ) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

a 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，(イ)により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

b 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- c a または b によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は，1 キロ

ワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

d 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，a および b の

日割計算対象日数
検針期間の日数 は， 日割計算対象日数
暦日数

といたします。

(ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

a 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(ニ) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

a 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値

を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 定額制供給の場合または25(使用電力量の計量)(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間

中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、口の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応答日の前日までの期間、または各月の応答日から翌月の応答日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応答日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A ，臨時電力および農事用電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A の場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き，お客様からの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された

場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、イ)に準ずるものといたします。この場合、イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応答日の前日までの期間、または各月の応答日から翌月の応答日の前日までの期間とする場合は、イ)にいう検針日は、応答日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

= 0.1490

= 0.2575

= 0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を上回り、かつ、50,300 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 50,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、50,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (50,300 \text{円} - 33,500 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，
 (ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，ま

たは各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、
(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの
燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力 B

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料
費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された
燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の
場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口に
よって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、
電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金
適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単
価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといた
します。

電	20ワットまでの1灯につき	1円32銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円65銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円98銭9厘
灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円64銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円64銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円98銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円97銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円98銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭4厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円07銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円07銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円12銭6厘
-----------------	---------

(二) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.281	円 銭 厘 0.563	円 銭 厘 1.126	円 銭 厘 1.688	円 銭 厘 2.251	円 銭 厘 2.815

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17 銭 1 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力 (ボルトアンペア)	入 力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150ℓ [°] -セント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125ℓ [°] -セント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200ℓ [°] -セント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力(ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入 力（ワット）
	入 力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下		160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45 "		180	
65 "		230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3パーセント
出力（キロワット） × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか

大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトビーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " " 50 " "	2
		50 " " 100 " "	3
		100 " " 200 " "	4
		200 " " 300 " "	5
		300 " " 500 " "	7.5
		500 " " 1,000 " "	10
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " " 500 " "	8
		500 " " 1,000 " "	13.5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミリアンペア以下	11
500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド 以下		1
	0.75マイクロファラッド 超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（ワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（ワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ け い 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ 水 銀 灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
40以下	20	4.5
60 "	30	7
80 "	40	9
100 "	50	9
125 "	50	9
200 "	75	11
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	350	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力(キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	20	30	30	40

(ロ) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1) , (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については , 機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約電力等の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(㊦)または19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は , 次により算定いたします。ただし , 契約電力を算定する場合は , 力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお , 交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は , 200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は , 原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし , 協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流 , 契約容量または契約電力の変更があった場合は , 料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流 , 契約容量または契約電力を乗じた値

の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)八に該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 12 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時}$$

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料

金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

日割計算対象日数
検針期間の日数 は、 日割計算対象日数
暦日数

といたします。

八 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 26(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認

する場合は、その値によります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日

数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 目的

イ この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

この基準に定めのない事項については、法令で定める電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ 地形上その他周囲の状況から、この基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、イにかかわらず技術上適当と認められる特殊な設計によることができるものとし、その設計を標準設計といたします。

ハ 材料および機器の規格は、日本工業規格、電力用規格等の規格に準じます。

(2) 単位等

単位等は次の記号で表示いたします。

単 位 等	記 号
ボルト	V
キロボルト	k V
アンペア	A
キロメートル	k m
メートル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm ²

(3) 電 線 路

イ 一 般 基 準

(イ) 電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度の標準は，次のとおりといたします。この場合，電線路は，需給地点から需給地点に最も近い発電変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

公 称 電 圧 (V)	低 圧		高 圧 6 , 6 0 0
	1 0 0	2 0 0	
電圧降下許容限度 (V)	6	2 0	6 0 0

(ロ) 経 過 地

電線路の起点，分岐点の位置および経過地は，将来の見通し，用地および環境面，工事および保守面ならびに経済性等を考慮して選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適當と認められる場合には，地中電線路またはその他の方法によります。

ロ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設

a 架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替え等のうち，技術上困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

a 架空電線路の支持物は、原則としてコンクリート柱または複合柱といたします。

なお、当社は、法令にしたがって、また、その地域に施設されている供給設備の状況を考慮して、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

b 架空電線路の支持物にコンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

架空電線路の標準径間は、次によります。ただし、地理的条件、土地の状況等により標準径間で電線路を構築できない場合は、これ以外の径間で施設する場合があります。

施設地域	標準径間 (m)
市街地	40
その他	50

(ニ) 支持物の長さ

架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、土地の状況上やむをえない場合、道路を横断する電線路を支持する場合、樹木、建造物、他の電線路等の工作物との離隔距離をとる場合、当該支持物に変圧器を取り付ける場合等は、この長さ以外のものを用いることがあります。

施設地域	低圧 (m)	高圧 (m)	低高圧併架 (m)
市街地	9	10	12
その他	9	9	10

(ホ) 装 柱

- a 低圧架空電線路の装柱は垂直配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合および低圧単独線路については水平配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路の装柱は水平配列といたします。ただし，技術上，保守上適当でない場合は垂直配列とすることがあります。
- c 水平配列をする場合のアームは軽量腕金，垂直配列をする場合のアームは，低圧架空電線路はラック金物等，高圧架空電線路は高圧直付金物等を使用いたします。

(ヘ) 支線および支柱

架空電線路の支持物強度の一部を分担するため，支線および支柱を施設いたします。ただし，支線には，土地の状況により，支線柱を使用することがあります。

(ト) が い し

架空電線路で使用するがいしは，次によります。

		通 り 用	引 留 用
低 圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧ピンがいし，低圧引留がいし，DVがいし等	
高 圧 線		高圧中実がいし 限流アーケオン付通りがいし	高圧耐張がいし 限流アーケオン付引留がいし

(チ) 電線の種類および太さ

- a 架空電線には，アルミ線を使用し，また，低圧引込線には硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 架空電線および架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧架空電線の中性線等の感電のおそれがない箇所およ

び，高圧架空電線の海峡横断箇所等の人容易に立ち入らない長径間箇所においては，裸電線を使用することがあります。

- c 電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，かつ，法令上の制限にしたがって，適用する電線の種類および最低電線サイズは第1表によるものとし，適用する電線サイズは第2表から選定いたします。

(第1表)

	絶 縁 電 線		裸アルミ線
	アルミ線	硬銅線	
低 圧 電 線	25mm ² 以上		25mm ² 以上
高 圧 電 線	25mm ² 以上		120mm ² 以上
低 圧 引 込 線		2.6mm以上	

(第2表)

電線種類 および太さ		連続許容電流 (A)					裸 電 線
		OC電線	OE電線	OW電線	D V 電線		
					導体2	導体3	
硬 銅 線	2.6mm	-	-	-	38	34	-
	3.2"	-	-	-	50	44	-
	14mm ²	-	-	-	70	62	-
	22"	-	-	-	92	80	-
	38"	-	-	153	130	113	-
	60"	-	-	206	174	152	-
	100"	-	-	283	238	209	-
ア ル ミ 線	25"	-	107	90	-	-	135
	58"	-	177	145	-	-	225
	120"	-	271	220	-	-	400
	200"	473	-	-	-	-	540
	400"	723	-	-	-	-	850

(リ) 柱上変圧器の種類と容量

a 柱上変圧器の種類

柱上変圧器の種類は、単相変圧器または一体形変圧器とし、既設供給設備の状況等を考慮して、技術上、経済上最も適当なものを選定いたします。

b 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から、技術上、経済上必要最小のものを選定いたします。

区 分	変 圧 器 容 量 (k V A)
単 相	10 , 20 , 30 , 50 , 100
一 体 形	20 + 10 , 30 + 20 , 50 + 30 , 100 + 50

(ヌ) 電力用変圧器の結線

3相電力負荷に対しては，単相変圧器2台または一体形変圧器（単相変圧器2台を内蔵）1台を用いてV結線により使用いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器3台を用いて結線により使用いたします。

(ル) 変圧器の1次側開閉器

変圧器の1次側には保護用として，カットアウトを取り付けます。

(ロ) 線路用区分開閉器の取付け

高圧架空電線路の保守上必要な箇所には，開閉器を施設いたします。

(リ) 耐 雷 施 設

架空電線路には，避雷器，架空地線等の耐雷上必要な施設を設置いたします。

(カ) 特殊地域の施設

塩害，じん害，ガス害等の発生のおそれがある地域，または地盤軟弱，強風地域に施設する架空電線路には，塩害，じん害，ガス害，地盤軟弱，強風等に耐える構造のものを使用いたします。

(コ) 架空引込線のこう長

架空引込線のこう長は，50m以下といたします。ただし，途中に支持物がある場合は，60m以下といたします。

(ク) 引込直付金物および引込用アームの取付け

引込直付金物および引込用アームの取付けは，次によります。

- a 引込線がある箇所は，引込直付金物を使用いたします。

なお，低圧ラック金物および変圧器が施設されている場合は，それぞれの下部に取り付けます。

b 次の場合は，引込直付金物にかえて引込用アームを使用いたします。

- (a) 昇降柱経路が確保できない場合
- (b) OW引込線がある場合
- (c) 引込柱の同一箇所からの引込線数が3を超過する場合
- (d) 22mm²以上の引込線がある場合

八 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設

地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることがなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一の場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの選定

地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，原則として次の中から必要最小のものを選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格（JCS 168）に準じた算定方法により，施設条件等を考慮して算定いたします。

種	類	太さ (mm ²)
架橋ポリエチレンケーブル	銅導体	14, 22, 38, 60, 100, 200, 325, 725

(ハ) 工 事 方 法

技術上，経済上最も適当な方法により行ないます。

(ニ) 開閉器塔，変圧器塔の施設

- a 地中電線路の保守上必要な箇所には，開閉器塔を施設いたします。
- b 変圧器を地上に施設する必要がある場合には，変圧器塔を施設いたします。

(4) 変 電 設 備

イ 一 般 基 準

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 方 法

当社変電所引出設備の結線および主要機器取付数の標準は，次のとおりといたします。

<p>母線</p> <p>しゃ断器</p> <p>断路器</p> <p>変流器</p> <p>零相変流器</p> <p>補助母線</p> <p>注) しゃ断器，断路器は引出形といたします。</p>	取 付 数		
	機器名	単母線	補助母線付
	しゃ断器	1 台	1 台
	断 路 器		1 組
	変 流 器	2 台	2 台
	零相変流器	1 台	1 台
	配 電 盤	1 面	1 面

注) 点線部分は，補助母線付の場合

凡	しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器
例				

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流および現に構成され、または将来構成されることが予定されている系統について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、10年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、最大負荷電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、シャ断器操作用スイッチ、電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための保護装置等、運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取り付けます。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8
までにより作成した書類

(様式第1)

- 第1表 営業費総括表
- 第2表 事業報酬総括表
- 第3表 控除収益総括表

(様式第2)

- 第1表 営業費明細表
- 第2表 事業報酬明細表
- 第3表 控除収益明細表

(様式第3) 8部門整理表

(様式第4) 配電費・販売費整理表

(様式第5)

- 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
- 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表

(様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表

(様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表

(様式第6の4)

- 第1表 追加事業報酬総括表
- 第2表 連係設備特別報酬対象額明細表

(様式第7)

- 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電
非関連費計算表
- 第2表 原価等集計表

(様式第8)

- 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 供給約款の変更の内容および
新旧料金率比較表

供給約款の変更の内容

供給約款の変更にあたりましては、平成26年10月から、早収・遅収料金制度を廃止するとともに延滞利息制度を導入することとしました。

また、お客さまにとってよりわかりやすいものとなるよう、実状にあわせた表現の見直し等を行ないました。

新 旧 料 金 率 比 較 表

(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早 収 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率	
定 額 電 灯	需要家料金		円 銭 円 銭			円 銭		
	電 灯 料 金		52.50			52.50		
	20Wまで		1灯	122.28 [3.63]			1灯	131.25
	40Wまで		"	202.57 [7.27]			"	221.55
	60Wまで		"	283.90 [10.90]			"	310.80
	100Wまで		"	444.47 [18.17]			"	490.35
	100W超過100Wまでごと に		"	444.47 [18.17]			"	490.35
	小型機器料金							
	50V Aまでの機器		1機器	213.33 [5.43]			1機器	227.85
	100V Aまでの機器		"	311.15 [10.85]			"	339.15
100V A超過50V Aまでご とに		"	155.58 [5.43]			"	170.10	
従 量 電 灯	最低料金							
	最初の12kWhまで		1契約	299.64 [5.64]			1契約	300.30
	電力量料金							
12kWh超過分		1kWh	16.57 [0.47]			1kWh	16.65	

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率			
従 量 電 灯	B	基 本 料 金		円 銭 円 銭		従 量 電 灯	B	基 本 料 金		円 銭	
		10アンペア	1契約	283.50				10アンペア	1契約	283.50	
		15アンペア	"	425.25				15アンペア	"	425.25	
		20アンペア	"	567.00				20アンペア	"	567.00	
		30アンペア	"	850.50				30アンペア	"	850.50	
		40アンペア	"	1,134.00				40アンペア	"	1,134.00	
		50アンペア	"	1,417.50				50アンペア	"	1,417.50	
		60アンペア	"	1,701.00				60アンペア	"	1,701.00	
		電力量料金						電力量料金			
		最初の120kWhまで	1kWh	16.57	[0.47]			最初の120kWhまで	1kWh	16.65	
	120kWh超過300kWhまで	"	20.81	[0.47]	120kWh超過300kWhまで	"	22.00				
	300kWh超過分	"	22.19	[0.47]	300kWh超過分	"	24.86				
	最低月額料金	1契約	294.00		最低月額料金	1契約	300.30				
	C	基 本 料 金	1kVA	283.50		C	基 本 料 金	1kVA	283.50		
電力量料金					電力量料金						
最初の120kWhまで		1kWh	16.57	[0.47]	最初の120kWhまで		1kWh	16.65			
120kWh超過300kWhまで		"	20.81	[0.47]	120kWh超過300kWhまで		"	22.00			
300kWh超過分		"	22.19	[0.47]	300kWh超過分		"	24.86			
臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1契約	6.03	[0.15]	臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1契約	6.51	
		100VAまで	"	12.05	[0.29]			100VAまで	"	13.02	
		200VAまで	"	24.10	[0.58]			200VAまで	"	26.04	
		300VAまで	"	36.15	[0.87]			300VAまで	"	39.06	
		400VAまで	"	48.20	[1.16]			400VAまで	"	52.08	
		500VAまで	"	60.25	[1.45]			500VAまで	"	65.10	
		1kVAまで	"	120.53	[2.93]			1kVAまで	"	130.20	
		2kVAまで	"	241.06	[5.86]			2kVAまで	"	260.40	
	3kVAまで	"	361.59	[8.79]	3kVAまで	"	390.60				
	B	基 本 料 金				B	基 本 料 金				
		40アンペア	1契約	1,260.00			40アンペア	1契約	1,260.00		
		50アンペア	"	1,575.00			50アンペア	"	1,575.00		
		60アンペア	"	1,890.00			60アンペア	"	1,890.00		
	電力量料金	1kWh	24.87	[0.47]	電力量料金	1kWh	26.40				
C	基 本 料 金	1kVA	315.00		C	基 本 料 金	1kVA	315.00			
	電力量料金	1kWh	24.87	[0.47]		電力量料金	1kWh	26.40			

現 行 料 金				改 定 料 金						
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率		
農 事 用 電 灯	(旧供給約款附則5の適用を受けているお客さま) 〔附則〕 契約使用期間内		円 銭 円 銭		農 事 用 電 灯	(旧供給約款附則6の適用を受けているお客さま) 〔附則〕 契約使用期間内		円 銭		
	契約使用期間外		定額電灯の該当料金 無 料			契約使用期間外		定額電灯の該当料金 無 料		
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	47.25	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1契約	47.25	
		電 灯 料 金						電 灯 料 金		
		20Wまで	1 灯	111.78 [3.63]			20Wまで	1 灯	119.70	
		40Wまで	"	183.67 [7.27]			40Wまで	"	199.50	
		60Wまで	"	256.60 [10.90]			60Wまで	"	280.35	
		100Wまで	"	400.37 [18.17]			100Wまで	"	439.95	
		100W超過100Wまで ごとに	"	400.37 [18.17]			100W超過100Wまで ごとに	"	439.95	
	小型機器料金			小型機器料金						
	50VAまでの機器	1機器	192.33 [5.43]	50VAまでの機器	1機器	204.75				
	100VAまでの機器	"	281.75 [10.85]	100VAまでの機器	"	305.55				
100VA超過50VAまでご とに	"	140.88 [5.43]	100VA超過50VAまでご とに	"	153.30					
B	(旧供給約款附則4の適用を受けているお客さま) 〔附則〕 最低料金 最初の12kWhまで		1契約	268.14 [5.64]	公 衆 街 路 灯	(旧供給約款附則5の適用を受けているお客さま) 〔附則〕 最低料金 最初の12kWhまで		1契約	280.35	
	電力量料金 12kWh超過分		1kWh	14.96 [0.47]		電力量料金 12kWh超過分		1kWh	15.98	
	基本料金	1kVA	257.25	基本料金		1kVA	257.25			
	電力量料金	1kWh	14.96 [0.47]		電力量料金	1kWh	15.98			
	最低月額料金	1契約	262.50		最低月額料金	1契約	280.35			

注．現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格29,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>	<p>料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>
--	---

新 旧 料 金 率 比 較 表

(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金			
区 分		単 位	早 収 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率
低 圧 電 力	基本料金	1kW	円 銭 円 銭 966.00	低 圧 電 力	基本料金	1kW	円 銭 966.00
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	14.12 [0.47]		夏季料金	1kWh	16.33
	その他季料金	"	12.88 [0.47]		その他季料金	"	14.72
臨 時 電 力	定額制供給			臨 時 電 力	定額制供給		
	1日につき	1kW	171.08 [3.08]		1日につき	1kW	186.90
	従量制供給		低圧電力の該当料金の20パーセント増し		従量制供給		低圧電力の該当料金の20パーセント増し
A (か ん が い 排 水 需 要)	基本料金	1kW	640.50	A (か ん が い 排 水 需 要)	基本料金	1kW	640.50
	電力量料金				電力量料金		
	夏季料金	1kWh	10.31 [0.47]		夏季料金	1kWh	11.92
	その他季料金	"	9.50 [0.47]		その他季料金	"	10.89
農 事 用 電 力 (脱 穀 調 整 需 要)	定額制供給			農 事 用 電 力 (脱 穀 調 整 需 要)	定額制供給		
	毎年最初の30日まで				毎年最初の30日まで		
	0.5 kW		3,480.75 [23.10]		0.5 kW		3,617.25
	1 kW		4,870.95 [46.20]		1 kW		5,145.00
	2 kW		7,652.40 [92.40]		2 kW		8,200.50
	3 kW		10,433.85 [138.60]		3 kW		11,256.00
	4 kW		13,215.00 [184.50]		4 kW		14,311.50
	5 kW		15,996.45 [230.70]		5 kW		17,367.00
	30日をこえる1日につき				30日をこえる1日につき		
	0.5 kW		26.60 [0.77]		0.5 kW		28.88
	1 kW		53.20 [1.54]		1 kW		57.75
	2 kW		106.40 [3.08]		2 kW		115.50
	3 kW		159.60 [4.62]		3 kW		173.25
	4 kW		212.79 [6.15]		4 kW		231.00
	5 kW		265.99 [7.69]		5 kW		288.75
従量制供給			従量制供給				
契約使用期間内		低圧電力の該当料金の10パーセント増し	契約使用期間内		低圧電力の該当料金の10パーセント増し		
契約使用期間外		無料	契約使用期間外		無料		

注：現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格29,800円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯（附則） 電 灯			イ 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯（附則） 電 灯		
20Wまで	1 灯	1.101	20Wまで	1 灯	1.329
40Wまで	"	2.202	40Wまで	"	2.659
60Wまで	"	3.303	60Wまで	"	3.989
100Wまで	"	5.505	100Wまで	"	6.648
100W超過100Wまでごと に	"	5.505	100W超過100Wまでごと に	"	6.648
小 型 機 器			小 型 機 器		
50VAまでの機器	1 機器	1.644	50VAまでの機器	1 機器	1.986
100VAまでの機器	"	3.289	100VAまでの機器	"	3.971
100VA超過50VAまでごとに	"	1.644	100VA超過50VAまでごとに	"	1.986
ロ 臨時電灯 A			ロ 臨時電灯 A		
50VAまで 1 日につき	1 契約	0.044	50VAまで 1 日につき	1 契約	0.054
100VAまで 1 日につき	"	0.089	100VAまで 1 日につき	"	0.107
100VA超過500VAまで	"	0.089	100VA超過500VAまで	"	0.107
100VAまでごとに 1 日に つき			100VAまでごとに 1 日に つき		
500VA超過 1 kVAまで	"	0.887	500VA超過 1 kVAまで	"	1.071
1 日につき			1 日につき		
1 kVA超過 3 kVAまで	"	0.887	1 kVA超過 3 kVAまで	"	1.071
1 kVAまでごとに 1 日に つき			1 kVAまでごとに 1 日に つき		
ハ 臨時電力			ハ 臨時電力		
1 日につき	1 kW	0.932	1 日につき	1 kW	1.126

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
		円 銭 厘			円 銭 厘
二 農事用電力B (脱穀調整需要)			二 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1契約	0.233	0.5kW	1契約	0.281
1kW	"	0.466	1kW	"	0.563
2kW	"	0.932	2kW	"	1.126
3kW	"	1.399	3kW	"	1.688
4kW	"	1.865	4kW	"	2.251
5kW	"	2.331	5kW	"	2.815
(2) 従量制供給	1kWh	0.142	(2) 従量制供給	1kWh	0.171

2 一般電気事業供給約款料金算定規則
様式第 1 から第 8 までにより作成
した書類

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	964,800	
給料手当	218,348,350	・平均経費人員：12,007人
給料手当振替額（貸方）	-1,925,214	・平均基準賃金：331,398円/月
退職給与金	33,100,919	
厚生費	44,989,132	
委託検針費	18,890,719	
委託集金費	9,235,397	
雑給	1,695,621	
燃料費	1,414,098,407	
使用済燃料再処理等発電費	31,739,552	
使用済燃料再処理等既発電費	22,744,353	
廃棄物処理費	34,453,338	
特定放射性廃棄物処分費	11,522,709	
消耗品費	18,010,904	
修繕費	573,378,995	
水利使用料	5,125,083	
補償費	7,541,205	
賃借料	85,387,639	
託送料	7,596,647	
事業者間精算費	2,780,714	・想定振替電力量：4,459 (10 ⁶ kWh)
委託費	251,928,002	
損害保険料	5,537,994	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	50,758,200	
普及開発関係費	5,828,916	
養成費	4,382,491	
研究費	15,986,988	
諸費	52,438,977 < 118,956 > < 1,836,135 >	
電気料貸倒損	1,526,171	
固定資産税	96,667,774	
雑税	15,869,069	
減価償却費	528,705,653	
固定資産除却費	62,654,434	
原子力発電施設解体費	15,515,885	
共有設備費等分担額	887,662	
共有設備費等分担額（貸方）	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0 < 0 >	・地帯間購入電力量：0(10 ⁶ kWh)
地帯間購入送電費	0	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	392,309,174 < 0 >	・他社購入電力量：52,052(10 ⁶ kWh) (45,471,942)
他社購入送電費	2,134,751	
建設分担関連費振替額（貸方）	-965,956	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-2,274,827	
電源開発促進税	97,325,625	
事業税	52,773,958	
開発費	0	
開発費償却	0	
電力費振替勘定（貸方）	-267,606	
株式交付費	288	
株式交付費償却	0	
社債発行費	1,944,730	
社債発行費償却	0	
法人税等	34,011,578	
合計	4,223,792,826	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を，備考欄に記載すること。
- 2 事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を，備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 5 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	202,592,676	
	燃料油費	366,253,313	
	ガス費	767,941,802	
	その他	7,738,518	
	小 計	1,344,526,309	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	61,099,758	
	濃縮関連費	-	
	小 計	61,099,758	
新エネルギー等燃料費		8,472,340	
合 計		1,414,098,407	
火力燃料重油換算消費量(10 ³ kl)		29,493	
火力燃料重油換算単価(円/kl)		45,588	
火力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		137,391	
火力燃料kWh当たり単価(発電端円/kWh)		9.79	
原子力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		75,728	
核燃料kWh当たり単価(発電端円/kWh)		0.81	
新エネルギー等燃料重油換算消費量(10 ³ kl)		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価(円/kl)		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		1,310	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端円/kWh)		6.47	

<参考> 主要燃料消費数量,消費価格

項 目		数 量 ・ 価 格	備 考
消費数量	石炭(10 ³ t)	17,455	
	重油(10 ³ kl)	3,135	
	原油(10 ³ kl)	2,381	
	LNG(10 ³ t)	10,214	
平均消費価格	石炭(円/t)	11,574	
	重油(円/kl)	66,485	
	原油(円/kl)	66,285	
	LNG(円/t)	74,744	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	461,133,731	
取替修繕費	112,245,264	
合 計	573,378,995	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	57,452,046	
火力発電設備	59,073,321	
原子力発電設備	101,925,824	
新エネルギー等発電設備	8,064,157	
送電設備	122,972,990	
変電設備	58,708,321	
配電設備	73,106,892	
業務設備	47,402,102	
合 計	528,705,653	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	7,130,233,634		
	建設中の資産	354,374,651		
	核燃料資産	789,910,487		
	特定投資	221,483,467		
	運転資本	営業資本	402,087,050	
		貯蔵品	208,946,360	
		小計	611,033,410	
	繰延償却資産	0		
	合計	9,107,035,649		
	報酬率(%)	2.9		
電気事業報酬額	264,104,034			

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
遅収加算料金	3,570,855	
地帯間販売電源料	4,600,000 < 0 >	・地帯間販売電力量：0(10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	0 (0)	
他社販売電源料	20,644,707 < 75,905 >	・他社販売電力量：1,841(10 ⁶ kWh)
他社販売送電料	3,124,506 (0)	
託送収益	763,659 (297,001)	
事業者間精算収益	12,809,865	・想定振替電力量：40,031(10 ⁶ kWh)
電気事業雑収益	36,527,463	
預金利息	54,759	
合計	82,095,814	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

営業費明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	321,600	321,600	321,600	964,800	
給料手当	71,369,843	73,932,511	73,045,996	218,348,350	
給料手当振替額(貸方)	-629,603	-651,530	-644,081	-1,925,214	
退職給与金	17,083,089	7,929,973	8,087,857	33,100,919	
厚生費	15,001,876	15,009,319	14,977,937	44,989,132	
委託検針費	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
委託集金費	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
雑給	571,252	568,879	555,490	1,695,621	
燃料費	541,348,233	461,192,506	411,557,668	1,414,098,407	
使用済燃料再処理等発電費	7,183,882	11,895,257	12,660,413	31,739,552	
使用済燃料再処理等既発電費	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	
廃棄物処理費	11,884,312	11,336,592	11,232,434	34,453,338	
特定放射性廃棄物処分費	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	
消耗品費	6,060,582	5,981,158	5,969,164	18,010,904	
修繕費	164,390,584	202,196,674	206,791,737	573,378,995	
水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	
補償費	3,035,909	2,687,978	1,817,318	7,541,205	
賃借料	28,486,191	28,326,299	28,575,149	85,387,639	
託送料	2,584,624	2,508,284	2,503,739	7,596,647	
事業者間精算費	912,867	949,716	918,131	2,780,714	
委託費	82,498,273	85,741,752	83,687,977	251,928,002	
損害保険料	1,522,646	1,986,277	2,029,071	5,537,994	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200	
普及開発関係費	2,023,324	1,903,848	1,901,744	5,828,916	
養成費	1,437,677	1,471,522	1,473,292	4,382,491	
研究費	5,320,850	5,191,536	5,474,602	15,986,988	
諸費	17,809,987	17,190,148	17,438,842	52,438,977	
	< 39,652 >	< 39,652 >	< 39,652 >	< 118,956 >	
	< 612,045 >	< 612,045 >	< 612,045 >	< 1,836,135 >	
電気料貸倒損	584,529	474,442	467,200	1,526,171	
固定資産税	32,413,128	32,084,206	32,170,440	96,667,774	
雑税	6,658,219	4,543,625	4,667,225	15,869,069	
減価償却費	175,861,654	176,320,782	176,523,217	528,705,653	
固定資産除却費	19,431,924	24,557,415	18,665,095	62,654,434	
原子力発電施設解体費	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	
共有設備費等分担額	293,233	298,395	296,034	887,662	
共有設備費等分担額(貸方)	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0	0	0	0	
地帯間購入送電費	0	0	0	0	
他社購入電源費	145,021,586	120,626,629	126,660,959	392,309,174	
(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	(15,035,557)	(15,134,004)	(15,302,381)	(45,471,942)	
他社購入送電費	723,297	705,727	705,727	2,134,751	
建設分担保連費振替額(貸方)	-315,270	-345,327	-305,359	-965,956	
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	-805,704	-801,156	-667,967	-2,274,827	
電源開発促進税	32,267,250	32,450,625	32,607,750	97,325,625	
事業税	18,222,572	17,619,897	16,931,489	52,773,958	
開発費	0	0	0	0	
開発費償却	0	0	0	0	
電力費振替勘定(貸方)	-89,202	-77,982	-100,422	-267,606	
株式交付費	96	96	96	288	
株式交付費償却	0	0	0	0	
社債発行費	728,506	578,781	637,443	1,944,730	
社債発行費償却	0	0	0	0	
法人税等	11,771,628	11,771,628	10,468,322	34,011,578	
合計	1,466,107,242	1,403,074,277	1,354,611,307	4,223,792,826	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第 3 条 第 2 項 第 1 号 関 係

[役員給与 , 給料手当 , 振替額 (貸方) , 退職給与金 , 厚生費 , 委託検針費 , 委託集金費及び雑給]

(単位 : 千円)

項 目	前年度実績	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
役員給与	712,660	670,000	321,600	321,600	321,600	964,800	
給料手当							
基準賃金	70,190,448	67,825,052	48,207,714	47,778,244	47,257,713	143,243,671	
基準外賃金	11,695,058	10,988,755	7,812,788	7,739,770	7,652,714	23,205,272	
諸給与金	33,607,142	33,855,682	20,958,713	24,023,869	23,744,941	68,727,523	
控除口 (貸方)	-4,234,920	-4,234,920	-5,609,372	-5,609,372	-5,609,372	-16,828,116	
小 計	111,257,729	108,434,569	71,369,843	73,932,511	73,045,996	218,348,350	
給料手当振替額 (貸方)	-872,453	-914,101	-629,603	-651,530	-644,081	-1,925,214	
退職給与金	9,156,471	9,923,650	3,393,318	-6,146,385	-4,826,688	-7,579,755	
引当金増加額							
実払額	7,014,434	6,324,497	5,658,594	5,952,418	6,518,996	18,130,008	
年金保険料	8,640,125	8,996,729	8,031,177	8,123,940	6,395,549	22,550,666	
小 計	24,811,029	25,244,875	17,083,089	7,929,973	8,087,857	33,100,919	
厚生費	15,728,869	15,761,335	12,142,401	12,175,878	12,175,784	36,494,063	
法定厚生費	3,889,470	3,668,911	2,859,475	2,833,441	2,802,153	8,495,069	
一般厚生費	19,618,340	19,430,246	15,001,876	15,009,319	14,977,937	44,989,132	
小 計	6,901,661	6,861,182	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
委託検針費	3,925,476	3,942,736	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
委託集金費	1,611,440	1,237,336	571,252	568,879	555,490	1,695,621	
雑給	167,965,885	164,906,843	113,370,171	106,530,496	105,399,057	325,299,724	
合 計	12,608	12,404	12,123	12,014	11,883	12,007	
平均経費人員 (人)	463,928	455,667	331,379	331,407	331,410	331,398	
平均基準賃金 (円 / 月)							

(2) 第3条第2項第2号関係

[燃料費]

(単位：千円)

項 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備 考
	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kl/h)	52,899	-	-	43,531	-	-	40,961	-	-	137,391	-	-	-
火力燃料重油換算消費量(発 電端10 ³ kl)	11,359	-	-	9,362	-	-	8,772	-	-	29,493	-	-	-
火力石炭費(10 ³ t,円/t)	6,419	11,406	73,215,341	5,253	11,701	61,467,871	5,811	11,686	67,909,464	17,483	11,588	202,592,676	-
火力燃料油費(10 ³ kl,円/kl)	2,299	66,483	152,844,481	1,835	66,359	121,768,978	1,382	66,310	91,639,854	5,516	66,398	366,253,313	-
火力ガス費(10 ³ t,円/t)	3,950	75,221	297,121,644	3,318	74,950	248,684,886	2,946	75,402	222,135,272	10,214	75,185	767,941,802	-
歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費(10 ³ kl,円/kl)	32	70,611	2,259,543	28	69,237	1,938,625	24	95,809	2,299,421	84	77,352	6,497,589	-
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運炭費(円/t)	6,419	64	413,643	5,253	79	413,643	5,811	71	413,643	17,483	71	1,240,929	-
小計(重油換算)	11,359	46,294	525,854,652	9,362	46,387	434,274,003	8,772	43,821	384,397,654	29,493	45,588	1,344,526,309	-
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kl/h)	16,539	-	-	28,609	-	-	30,580	-	-	75,728	-	-	-
核燃料減損額	-	-	12,658,431	-	-	23,817,819	-	-	24,130,607	-	-	60,606,857	-
核燃料減損修正損 料(又は核燃料減損修正益(貸 方))	-	-	-	-	-	302,314	-	-	190,587	-	-	492,901	-
濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	12,658,431	-	-	24,120,133	-	-	24,321,194	-	-	61,099,758	-
燃料費算定に必要な新工本 ルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kl/h)	439	-	-	430	-	-	441	-	-	1,310	-	-	-
新工ネルギー等燃料重油換 算消費量 (10 ³ kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蒸気料	-	-	2,835,150	-	-	2,798,370	-	-	2,838,820	-	-	8,472,340	-
運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(重油換算)	-	-	2,835,150	-	-	2,798,370	-	-	2,838,820	-	-	8,472,340	-
合計	-	-	541,348,233	-	-	461,192,506	-	-	411,557,668	-	-	1,414,098,407	-

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費	31,004,981	31,084,666	31,910,044	29,242,151	32,271,608	34,378,424	28,538,021	95,188,053	
再処理等費引当	16,655,005	15,008,443	7,568,058	3,519,439	6,554,854	11,245,466	12,010,622	29,810,942	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-28,890,706	-30,404,638	-31,319,473	-28,509,866	-31,642,580	-33,728,633	-27,888,230	-93,259,443	
合計	18,769,280	15,688,471	8,158,629	4,251,724	7,183,882	11,895,257	12,660,413	31,739,552	

[使用済燃料再処理等既発電費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
再処理等費引当	44,711,097	44,711,097	44,711,097	44,711,097	41,108,649	41,108,649	7,581,451	89,798,749	
再処理等引当金取崩し (貸方)	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-33,527,198	-	-67,054,396	
合計	11,183,899	11,183,899	11,183,899	11,183,899	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
火力廃棄物処理費	5,944,475	5,635,782	7,519,418	7,258,140	7,444,269	6,403,721	6,765,103	20,613,093	
原子力 廃棄物 処理費	3,880,472	3,877,147	4,661,638	4,298,376	4,225,911	4,713,792	4,248,092	13,187,795	
雑廃棄物処理費	204,980	205,185	119,279	115,356	110,689	115,636	115,796	342,121	
新工ネルギー等廃棄物 処理費	103,085	102,494	128,319	122,236	103,443	103,443	103,443	310,329	
合計	10,133,012	9,820,608	12,428,654	11,794,108	11,884,312	11,336,592	11,232,434	34,453,338	

[特定放射性廃棄物処分費]

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
特定放射性廃棄物処分費拠 出金(各年の発電対応分)	6,147,090	5,215,722	2,736,952	-	941,709	3,678,661	3,629,283	8,249,653	
特定放射性廃棄物処分費拠 出金(平成11年末迄の発電 対応分)	4,225,555	3,669,590	3,273,056	3,273,056	3,273,056	-	-	3,273,056	
合 計	10,372,645	8,885,312	6,010,008	3,273,056	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	

[消耗品費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
潤滑油脂費	533,384	513,912	534,472	527,256	729,962	538,867	545,746	1,633,253		
雑消耗品費	6,223,388	5,272,696	5,436,863	5,644,316	5,289,631	5,442,291	5,423,418	16,377,651		
合 計	6,756,772	5,786,608	5,971,335	6,171,572	6,019,593	5,981,158	5,969,164	18,010,904		

[補償費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
定期的補償費	764,469	679,241	743,581	729,097	869,246	1,140,677	788,185	3,257,714		
臨時的補償費	978,968	795,655	718,756	831,126	864,745	921,192	904,073	2,734,782		
損害賠償費	197,182	213,781	171,697	194,220	329,378	626,109	125,060	1,548,709		
合 計	1,940,619	1,688,677	1,634,034	1,754,443	2,063,369	2,687,978	1,817,318	7,541,205		

[賃借料]

(単位：千円)

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度						
借地借家料	12,569,735	12,312,922	12,106,406	12,329,688	11,517,592	10,908,451	10,857,009	10,828,811	32,594,271		
道路占用料	1,920,232	1,901,670	1,917,999	1,913,300	1,927,764	1,942,581	1,957,460	1,972,402	5,872,443		
水面使用料	20,277	20,948	20,934	20,720	20,934	20,934	20,934	20,934	62,802		
線路使用料	1,480,368	1,490,769	1,500,666	1,490,601	1,512,323	1,522,758	1,533,264	1,543,844	4,599,866		
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
電柱敷地料	6,294,156	6,295,088	6,335,073	6,308,106	6,363,893	6,388,523	6,413,253	6,438,085	19,239,861		
線下補償料	177,286	174,324	170,388	173,999	170,761	173,999	173,999	173,999	521,997		
機械賃借料	8,465,505	7,162,134	5,823,740	7,150,460	4,883,819	4,277,979	4,214,184	4,524,871	13,017,034		
雑賃借料	3,400,775	3,425,816	3,397,292	3,407,961	3,370,156	3,250,966	3,156,196	3,072,203	9,479,365		
合 計	34,328,334	32,783,671	31,272,498	32,794,835	29,767,242	28,486,191	28,326,299	28,575,149	85,387,639		

[託送料]

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
託送料	2,671,518	2,792,464	3,804,756	3,089,579	2,584,624	2,508,284	2,503,739	7,596,647	

[事業者間精算費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
事業者間 精算費	646	1,266	1,527	1,146	1,301	1,465	1,473	4,459		
料金計	410,293	800,425	945,470	718,729	937,210	912,867	918,131	2,780,714		

[委託費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
委託運搬費	7,203,931	7,319,841	7,242,846	7,255,539	7,146,296	6,453,076	6,201,225	6,003,310	18,657,611	
雑委託費	72,038,632	60,309,255	58,705,697	63,684,528	62,269,880	76,045,197	79,540,527	77,684,667	233,270,391	
合 計	79,242,563	67,629,096	65,948,543	70,940,067	69,416,176	82,498,273	85,741,752	83,687,977	251,928,002	

[損害保険料]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
水力関係	3,121	2,536	3,061	2,906	2,568	2,363	2,271	7,153		
火力関係	310,318	318,290	266,440	298,349	251,781	505,006	504,890	1,451,596		
原子力関係	362,172	430,831	416,288	403,097	750,519	747,388	787,064	2,197,470		
法定保険料	845,569	845,543	825,406	838,839	99,833	717,419	721,558	1,840,058		
その他保険料	1,953	2,010	1,735	1,899	1,643	3,286	3,286	9,447		
新工ネルギー等関係	15,957	15,152	14,419	15,176	13,486	10,815	10,002	32,270		
その他	1,539,090	1,614,362	1,527,349	1,560,266	1,119,830	1,986,277	2,029,071	5,537,994		
合計										

[原子力損害賠償支援機構一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	8,459,700	8,459,700	16,919,400	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200	

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,379,529	2,701,293	1,988,865	2,689,896	1,594,363	364,878	233,842	233,536	832,256	
一般普及開発関係費	4,607,341	3,880,198	2,980,479	3,822,673	2,557,773	1,658,446	1,670,006	1,668,208	4,996,660	
合計	7,986,870	6,581,491	4,969,344	6,512,569	4,152,136	2,023,324	1,903,848	1,901,744	5,828,916	

[養成費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
研修施設運営費	146,191	125,122	123,553	123,553	110,750	99,562	99,447	99,381	298,390	
その他養成費	1,511,802	1,288,212	1,269,082	1,269,082	1,201,849	1,338,115	1,372,075	1,373,911	4,084,101	
合計	1,657,993	1,413,334	1,392,635	1,392,635	1,312,599	1,437,677	1,471,522	1,473,292	4,382,491	

[研究費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
社内研究費	1,075,196	848,104	761,307	894,869	783,978	773,064	653,756	2,280,635		
委託研究費	7,560,319	6,807,035	5,205,244	6,524,199	5,360,259	4,418,472	4,820,846	13,706,353		
合 計	8,635,515	7,655,139	5,966,551	7,419,068	6,144,237	5,191,536	5,474,602	15,986,988		

[諸費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
通信運搬費	12,217,503	10,141,674	10,353,132	10,904,103	10,271,904	11,151,129	11,691,191	33,484,254		
旅費	1,977,961	1,905,056	1,691,590	1,858,202	1,670,585	1,841,106	1,841,106	5,523,318		
寄付金	1,548,301	1,182,980	1,326,300	1,352,527	628,373	39,652	39,652	118,956		
団体費	1,727,046	1,793,624	1,595,990	1,705,553	1,498,890	612,045	612,045	1,836,135		
その他諸費	7,192,972	6,711,766	7,538,457	7,147,732	5,726,251	3,546,216	3,254,848	11,476,314		
合 計	24,663,783	21,735,100	22,505,469	22,968,117	19,796,003	17,190,148	17,438,842	52,438,977		

[電気料貸倒損]

(単位：千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
貸倒損引当額	-77,660	-117,050	-101,575	-98,762	101,107	-26,019	-18,279	18,444		
貸倒損発生額	477,600	444,177	431,928	451,235	470,363	500,461	485,479	1,507,727		
合 計	399,940	327,127	330,353	352,473	571,470	474,442	467,200	1,526,171		

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項 目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度						
水力発電 設備	342,917	173,756	203,722	240,132	257,244	317,875	403,571	658,981	1,380,427		
除却費用	329,340	279,416	246,773	285,176	783,907	964,044	602,435	519,054	2,085,533		
火力発電 設備	526,229	544,784	219,230	430,081	232,898	287,471	425,358	714,609	1,427,438		
除却費用	521,356	454,257	248,976	408,196	395,725	485,840	1,284,731	599,813	2,350,384		
原子力発電 設備	726,660	869,177	489,386	695,074	924,593	1,139,861	1,350,304	769,322	3,259,487		
除却費用	1,527,774	733,861	607,103	956,246	388,200	476,601	3,225,441	224,035	3,926,077		
新燃料一等 発電設備	47,596	21,926	22,032	30,518	33,154	40,946	39,100	28,179	108,225		
除却費用	121,793	79,171	89,550	96,838	40,401	49,602	277,935	26,656	354,193		
送電設備	1,782,761	1,615,803	1,975,777	1,791,447	1,834,140	2,264,087	4,046,110	2,985,708	9,295,905		
除却費用	3,464,169	3,308,480	3,603,071	3,458,573	4,621,403	5,681,820	5,895,719	4,767,658	16,345,197		
変電設備	917,025	906,521	1,616,030	1,146,525	1,319,025	1,628,294	1,527,440	1,423,763	4,579,497		
除却費用	688,313	648,696	677,264	671,424	744,313	913,808	701,277	1,046,164	2,661,249		
配電設備	2,053,426	2,128,665	1,730,020	1,970,704	1,501,979	1,845,218	1,831,490	1,826,102	5,502,810		
除却費用	2,366,600	2,424,485	2,252,742	2,347,942	1,723,590	2,116,087	2,108,261	2,119,381	6,343,729		
業務設備	600,019	602,241	862,835	688,365	557,032	687,339	452,367	440,597	1,580,303		
除却費用	440,558	379,544	487,991	436,031	434,163	533,031	405,876	515,073	1,453,980		
除却費用	6,996,633	6,862,873	7,119,032	6,992,846	6,660,065	8,211,091	10,075,740	8,847,261	27,134,092		
合 計	9,459,903	8,307,910	8,213,470	8,660,426	9,131,702	11,220,833	14,481,675	9,817,834	35,520,342		

[原子力発電施設解体費]

(単位：千円)

項 目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	
資産除去債務計上	9,093,054	7,524,204	3,106,357	-	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	
資産除去債務取崩し(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	9,093,054	7,524,204	3,106,357	-	3,577,180	5,790,563	6,148,142	15,515,885	

[共有設備費等分担保額，共有設備費等分担保額（貸方）]

（単位：千円）

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
共有設備	297,171	232,222	204,778	233,959	247,050	247,050	247,050	741,150		
費等分担	40,203	47,559	50,097	43,736	46,183	51,345	48,984	146,512		
額	337,374	279,781	254,875	277,695	293,233	298,395	296,034	887,662		
同(貸方)	-491,073	-562,785	-421,076	-546,847	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375		
小計	-491,073	-562,785	-421,076	-546,847	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375		
合計	-153,699	-283,004	-166,201	-269,152	-236,785	-202,400	-239,528	-678,713		

（記載注意）

（何）の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

[開発費，開発費償却]

（単位：千円）

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-		
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	-	-	-	-	-	-	-	-		

[電力費振替勘定（貸方）]

（単位：千円）

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
建設工費用	-60,749	-92,704	-24,663	-44,233	-56,100	-44,880	-67,320	-168,300		
附帯事業用	-27,810	-27,319	-27,854	-27,322	-33,102	-33,102	-33,102	-99,306		
合計	-88,559	-60,023	-52,517	-71,555	-89,202	-77,982	-100,422	-267,606		

[株式交付費，社債発行費]

（単位：千円）

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
株式交付費	350	146	97	96	96	96	96	288		
社債発行費	196,564	426,310	-	164,713	728,506	578,781	637,443	1,944,730		
合計	196,914	426,456	97	164,809	728,602	578,877	637,539	1,945,018		

(4) 第3条第2項第4号関係

[修繕費]

項目	至近実績										原価算定期間計		備考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均帳簿原価	平均修繕費率 (%)		
	平均帳簿原価	普通修繕費	平均帳簿原価	普通修繕費	平均帳簿原価	普通修繕費	平均帳簿原価	普通修繕費	平均帳簿原価	普通修繕費	平均修繕費率 (%)		
水力発電設備	635,219,974	726,167,530	735,497,420	755,255,154	787,760,150	806,263,099	813,759,662	817,497,692	819,665,282	2,450,922,636	0.81%		
	5,877,940	5,490,576	5,856,526	5,951,281	6,049,140	6,245,275	6,291,004	6,843,029	6,691,177	19,825,210			
火力発電設備	1,687,531,842	1,693,282,227	1,648,495,860	1,601,374,093	1,604,786,409	1,608,746,046	1,612,332,296	1,621,495,046	1,630,547,516	4,864,374,858	2.76%		
	43,468,763	46,826,505	43,865,290	32,382,092	34,962,029	36,825,771	38,847,873	47,374,680	47,859,908	134,082,461			
原子力発電設備	1,534,548,898	1,549,984,696	1,567,672,543	1,584,572,735	1,598,758,591	1,607,835,317	1,632,834,249	1,674,007,818	1,719,856,133	5,026,698,200	3.17%	平成22年度以降の平均帳簿原価は、資産除去債務除き	
	60,475,301	73,222,800	60,007,796	62,807,765	61,680,770	38,273,668	32,622,465	60,990,208	65,959,384	159,572,057			
新工ネルギー発電設備			49,769,457	102,589,703	106,142,937	107,554,611	109,618,453	112,217,314	114,423,864	336,259,631	3.34%		
			3,620,427	3,769,195	3,245,892	2,998,453	3,605,003	4,026,554	3,606,075	11,237,632			
送電設備	1,597,397,697	1,613,523,287	1,634,515,601	1,657,154,851	1,710,815,467	1,763,845,040	1,780,611,579	1,797,791,094	1,824,307,769	5,402,710,442	0.73%		
	10,662,125	10,621,763	14,616,173	10,778,409	9,739,274	9,811,945	13,044,178	13,116,940	13,454,546	39,615,664			
変電設備	958,011,152	962,304,991	970,808,235	979,054,621	986,664,727	993,889,158	995,213,995	998,052,925	1,003,942,270	2,997,209,190	0.67%		
	6,642,419	5,812,030	6,911,576	5,726,085	5,186,057	4,613,875	6,548,648	6,904,047	6,683,822	20,136,517			
配電設備	1,339,503,731	1,351,679,477	1,365,261,994	1,380,354,073	1,395,237,376	1,407,877,201	1,420,426,405	1,434,052,304	1,447,638,451	4,302,117,160	4.12%		
	52,992,713	51,490,524	55,029,441	50,456,737	50,712,452	48,859,844	59,381,540	58,919,947	58,756,959	177,058,446			
業務設備	(34,031,462)	(33,737,184)	(36,389,830)	(34,047,859)	(33,345,233)	(30,593,000)	(37,871,425)	(37,309,683)	(37,064,156)	(112,245,264)			
	374,986,005	377,756,628	384,636,405	393,297,616	399,640,717	405,645,340	413,645,403	419,178,027	427,036,949	1,259,860,379	0.94%		
合計	4,218,679	4,034,711	4,733,749	3,815,841	4,175,480	3,788,157	4,049,873	4,021,269	3,779,866	11,851,008			
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	8,127,199,299	8,274,698,837	8,356,657,516	8,453,652,847	8,589,806,375	8,701,655,811	8,778,442,040	8,874,292,218	8,987,418,233	26,640,152,491	2.15%		
	184,337,940	197,498,908	194,640,977	175,687,385	175,751,094	151,416,988	164,390,584	202,196,674	206,791,737	573,378,995			

(記号注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	

(単位：千円)

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	20,285,856	19,170,253	17,995,937	57,452,046	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
火力発電設備	19,925,893	18,856,075	18,396,430	57,178,398	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	1,894,923	1,894,923	
原子力発電設備	31,029,167	35,012,767	35,883,890	101,925,824	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
新エネルギー等 発電設備	2,765,854	2,800,070	2,498,233	8,064,157	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
送電設備	41,567,233	40,713,579	40,692,178	122,972,990	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
変電設備	19,808,109	19,425,131	19,475,081	58,708,321	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
配電設備	24,683,551	24,366,469	24,056,872	73,106,892	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
業務設備	15,795,991	15,976,438	15,629,673	47,402,102	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
合計	175,861,654	176,320,782	174,628,294	526,810,730	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	1,894,923	1,894,923	

(単位：千円)

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税，雑税，電源開発促進税及び事業税]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
固定資産税					32,413,128	32,084,206	32,170,440	32,170,440	96,667,774				
雑税					6,658,219	4,543,625	4,667,225	4,667,225	15,869,069				
電源開発促進税					32,267,250	32,450,625	32,607,750	32,607,750	97,325,625				
事業税					18,222,572	17,619,897	16,931,489	16,931,489	52,773,958				
合計					89,561,169	86,698,353	86,376,904	86,376,904	262,636,426				

(単位：千円)

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費，地帯間購入送電費，他社購入電源費，他社購入送電費]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
地帯間購入電源費					0	0	0	0	0				
地帯間購入送電費					0	0	0	0	0				
電力量 (10 ⁶ kWh)					0	0	0	0	0				
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)					145,021,586	120,626,629	126,660,959	126,660,959	392,309,174				
他社購入送電費					(15,035,557)	(15,134,004)	(15,302,381)	(15,302,381)	(45,471,942)				
電力量 (10 ⁶ kWh)					723,297	705,727	705,727	705,727	2,134,751				
合計					18,386	16,332	17,334	17,334	52,052				

(単位：千円)

(記載注意)

他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担保連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)]

項目	至近実績			平均振替率 (%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
建設分担保連費振替額 (貸方)	174,298,000	199,362,000	167,163,000	0.14%	142,411,000	227,921,000	249,650,000	220,756,000	698,327,000	
振替額	-372,602	-284,244	-91,245		-223,118	-315,270	-345,327	-305,359	-965,956	
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	24,977,006	31,993,133	32,268,238	2.45%	34,272,772	36,841,783	36,281,578	26,214,849	99,338,210	
振替額	-767,031	-732,321	-691,036		-762,375	-805,704	-801,156	-667,967	-2,274,827	

(単位：千円)

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却, 社債発行費償却]

(単位 : 千円)

項 目	対象交付(発行)費用	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位 : 千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税	9,939,200	8,703,294	28,581,694	
	法人税割	1,832,428	1,765,028	5,429,884	
合 計	11,771,628	11,771,628	10,468,322	34,011,578	

事業報酬明細表

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
特定固定資産	2,378,846,390	2,376,355,438	2,375,031,806	7,130,233,634	
建設中の資産	91,744,439	122,266,783	140,363,429	354,374,651	
核燃料資産	272,704,478	265,023,784	252,182,225	789,910,487	
特定投資	70,268,238	73,736,193	77,479,036	221,483,467	
営業資本	141,764,672	132,731,641	127,590,737	402,087,050	
貯蔵品	79,229,137	67,911,332	61,805,891	208,946,360	
小 計	220,993,809	200,642,973	189,396,628	611,033,410	
繰延償却資産	-	-	-	-	
合 計	3,034,557,354	3,038,025,171	3,034,453,124	9,107,035,649	
報酬率(%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	88,002,163	88,102,730	87,999,141	264,104,034	

《項目別明細表》
(1) 第4条第3項關係

[特定固定資産]

(單位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
帳簿原価	810,192,071	815,415,113	817,535,856	2,443,143,040	
期首	11,615,896	12,046,262	12,476,117	36,138,275	
増	474,915,856	493,049,367	509,067,147	1,477,032,370	
減	323,660,319	310,319,484	295,992,592	929,972,395	
高	7,655,603	5,639,932	6,287,589	19,583,124	
帳簿原価増加額	431,509	431,509	431,509	1,294,527	
期中	20,285,856	19,170,253	17,995,937	57,452,046	
増	2,432,561	3,519,189	4,478,419	10,430,169	
減	1,143	1,654	2,105	4,902	
減額	2,152,345	3,152,473	3,853,346	9,158,164	
帳簿原価	815,415,113	817,535,856	819,345,026	2,452,295,995	
期末	12,046,262	12,476,117	12,905,521	37,427,900	
残	493,049,367	509,067,147	523,209,738	1,525,326,252	
高	310,319,484	295,992,592	283,229,767	889,541,843	
平均帳簿原価	317,227,753	303,077,149	288,286,834	908,591,736	
帳簿原価	1,591,633,935	1,595,060,394	1,609,091,057	4,795,785,386	
期中	12,807,270	13,214,904	13,622,952	39,645,126	
増	1,381,297,782	1,397,798,279	1,410,724,450	4,189,820,511	
減	197,528,883	184,047,211	184,743,655	566,319,749	
高	7,129,714	20,371,632	13,817,630	41,318,976	
帳簿原価増加額	415,017	415,017	415,017	1,245,051	
期中	19,925,893	18,856,075	18,396,367	57,178,335	
増	3,703,255	6,340,969	10,773,063	20,817,287	
減	7,383	6,969	6,482	20,834	
減額	3,425,396	5,929,904	10,072,274	19,427,574	
帳簿原価	1,595,060,394	1,609,091,057	1,612,135,624	4,816,287,075	
期末	13,214,904	13,622,952	14,031,487	40,869,343	
残	1,397,798,279	1,410,724,450	1,419,048,543	4,227,571,272	
高	184,047,211	184,743,655	179,055,594	547,846,460	
平均帳簿原価	191,429,095	186,986,838	183,391,463	561,807,396	

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	帳簿原価	1,602,202,129	1,640,690,725	1,684,468,905	4,927,361,759
	工事費負担金等	9,972,633	10,893,505	11,814,377	32,680,515
	減価償却累計額	1,382,277,061	1,397,853,681	1,402,279,719	4,182,410,461
	高差引帳簿価額	209,952,435	231,943,539	270,374,809	712,270,783
	期中帳簿原価増加額	54,913,471	75,559,493	59,634,893	190,107,857
	期中工事費負担金等増加額	920,872	920,872	920,872	2,762,616
	期中減価償却累計額増加額	30,841,612	34,833,416	35,710,651	101,385,679
	期末帳簿原価減少額	16,424,875	31,781,313	11,763,682	59,969,870
	期末工事費負担金等減少額	-	-	-	-
	期末減価償却累計額減少額	15,264,992	30,407,378	10,980,654	56,653,024
	期末帳簿原価	1,640,690,725	1,684,468,905	1,732,340,116	5,057,499,746
	期末工事費負担金等	10,893,505	11,814,377	12,735,249	35,443,131
	期末減価償却累計額	1,397,853,681	1,402,279,719	1,427,009,716	4,227,143,116
	期末高差引帳簿価額	231,943,539	270,374,809	292,595,151	794,913,499
	平均帳簿価額	213,259,188	243,412,447	262,009,692	718,681,327
新工本儿半一等発電設備	帳簿原価	108,053,633	110,330,520	113,068,833	331,452,986
	工事費負担金等	8,121,671	8,418,200	8,715,887	25,255,758
	減価償却累計額	85,253,153	87,055,399	88,935,316	261,243,868
	高差引帳簿価額	14,678,809	14,856,921	15,417,630	44,953,360
	期中帳簿原価増加額	3,302,078	3,717,272	2,230,128	9,249,478
	期中工事費負担金等増加額	322,200	322,200	322,200	966,600
	期中減価償却累計額増加額	2,765,854	2,800,070	2,498,233	8,064,157
	期末帳簿原価減少額	1,025,191	978,959	705,524	2,709,674
	期末工事費負担金等減少額	25,671	24,513	17,666	67,850
	期末減価償却累計額減少額	963,608	920,153	663,143	2,546,904
	期末帳簿原価	110,330,520	113,068,833	114,593,437	337,992,790
	期末工事費負担金等	8,418,200	8,715,887	9,020,421	26,154,508
	期末減価償却累計額	87,055,399	88,935,316	90,770,406	266,761,121
	期末高差引帳簿価額	14,856,921	15,417,630	14,802,610	45,077,161
	平均帳簿価額	14,898,713	14,956,425	15,179,047	45,034,185
送電設備	帳簿原価	1,764,007,057	1,777,972,257	1,797,108,598	5,339,087,912
	工事費負担金等	46,632,994	47,401,359	48,028,998	142,063,351
	減価償却累計額	1,043,795,075	1,078,506,537	1,108,391,719	3,230,693,331
	高差引帳簿価額	673,578,988	652,064,361	640,687,881	1,966,331,230
	期中帳簿原価増加額	23,795,670	34,902,112	43,031,765	101,729,547
	期中工事費負担金等増加額	1,001,445	1,001,445	1,001,445	3,004,335
	期中減価償却累計額増加額	41,523,456	40,669,711	40,648,321	122,841,488
	期末帳簿原価減少額	9,830,470	15,765,771	12,207,048	37,803,289
	期末工事費負担金等減少額	233,080	373,806	289,429	896,315
	期末減価償却累計額減少額	6,811,994	10,784,529	8,328,347	25,924,870
	期末帳簿原価	1,777,972,257	1,797,108,598	1,827,933,315	5,403,014,170
	期末工事費負担金等	47,401,359	48,028,998	48,741,014	144,171,371
	期末減価償却累計額	1,078,506,537	1,108,391,719	1,140,711,693	3,327,609,949
	期末高差引帳簿価額	652,064,361	640,687,881	638,480,608	1,931,232,850
	平均帳簿価額	663,575,259	649,539,657	645,490,460	1,958,605,376

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	991,029,393	991,024,015	995,883,641	2,977,937,049	
期首工事費負担金等	28,629,238	29,082,107	29,523,466	87,234,811	
残減価償却累計額	731,211,303	738,972,509	745,104,158	2,215,287,970	
高差引帳簿価額	231,188,852	222,969,399	221,256,017	675,414,268	
帳簿原価増加額	13,883,752	19,922,024	21,709,352	55,515,128	
期中工事費負担金等増加額	589,121	589,121	589,121	1,767,363	
増減価償却累計額増加額	19,808,109	19,425,131	19,475,081	58,708,321	
帳簿原価減少額	13,889,130	15,062,398	15,880,640	44,832,168	
額	136,252	147,762	155,789	439,803	
減価償却累計額減少額	12,046,903	13,293,482	14,192,989	39,533,374	
期末帳簿原価	991,024,015	995,883,641	1,001,712,353	2,988,620,009	
期末工事費負担金等	29,082,107	29,523,466	29,956,798	88,562,371	
残減価償却累計額	738,972,509	745,104,158	750,386,250	2,234,462,917	
高差引帳簿価額	222,969,399	221,256,017	221,369,305	665,594,721	
平均帳簿価額	227,132,705	224,615,997	225,724,969	677,473,671	
期首帳簿原価	1,413,541,073	1,427,249,221	1,440,855,387	4,281,645,681	
期中工事費負担金等	18,803,081	19,062,206	19,322,725	57,188,012	
残減価償却累計額	766,570,453	777,722,905	788,658,452	2,332,951,810	
高差引帳簿価額	628,167,539	630,464,110	632,874,210	1,891,505,859	
帳簿原価増加額	30,442,255	30,215,781	30,126,867	90,784,903	
額	446,547	446,547	446,547	1,339,641	
減価償却累計額増加額	24,832,958	24,514,278	24,203,208	73,550,444	
帳簿原価減少額	16,734,107	16,609,615	16,560,739	49,904,461	
期中工事費負担金等減少額	187,422	186,028	185,480	558,930	
減価償却累計額減少額	13,680,506	13,578,731	13,538,775	40,798,012	
期末帳簿原価	1,427,249,221	1,440,855,387	1,454,421,515	4,322,526,123	
期末工事費負担金等	19,062,206	19,322,725	19,583,792	57,968,723	
残減価償却累計額	777,722,905	788,658,452	799,322,885	2,365,704,242	
高差引帳簿価額	630,464,110	632,874,210	635,514,838	1,898,853,158	
平均帳簿価額	626,947,593	629,307,677	631,839,873	1,888,095,143	
期中帳簿原価	389,598,437	394,931,273	401,782,906	1,186,312,616	
期中工事費負担金等	16,299,505	16,554,385	16,822,084	49,675,974	
残減価償却累計額	248,009,879	252,978,765	260,952,156	761,940,800	
高差引帳簿価額	125,289,053	125,398,123	124,008,666	374,695,842	
帳簿原価増加額	14,642,787	13,325,611	12,591,400	40,559,798	
期中工事費負担金等増加額	296,961	296,961	296,961	890,883	
増減価償却累計額増加額	13,381,087	13,830,122	13,083,400	40,294,609	
帳簿原価減少額	9,309,951	6,473,978	5,387,912	21,171,841	
額	42,081	29,262	24,353	95,696	
減価償却累計額減少額	8,412,201	5,856,731	4,776,808	19,045,740	
期末帳簿原価	394,931,273	401,782,906	408,986,394	1,205,700,573	
期末工事費負担金等	16,554,385	16,822,084	17,094,692	50,471,161	
残減価償却累計額	252,978,765	260,952,156	269,258,748	783,189,669	
高差引帳簿価額	125,398,123	124,008,666	122,632,954	372,039,743	
平均帳簿価額	124,376,084	124,459,248	123,109,468	371,944,800	
レポート	2,378,846,390	2,376,355,438	2,375,031,806	7,130,233,634	

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	12,027,947	17,752,988	24,764,503	54,545,438
	期中増加額	13,380,678	12,783,949	10,600,334	36,764,961
	期中減少額	7,655,637	5,772,434	6,560,354	19,988,425
	期末帳簿価額	17,752,988	24,764,503	28,804,483	71,321,974
	平均帳簿価額	14,815,415	21,410,121	28,166,027	64,391,563
火力発電設備	期首帳簿価額	17,159,671	35,139,717	53,093,367	105,392,755
	期中増加額	25,158,815	39,144,977	36,080,628	100,384,420
	期中減少額	7,178,769	21,191,327	14,027,644	42,397,740
	期末帳簿価額	35,139,717	53,093,367	75,146,351	163,379,435
	平均帳簿価額	26,201,132	43,730,276	65,999,457	135,930,865
原子力発電設備	期首帳簿価額	28,374,004	39,131,944	39,096,108	106,602,056
	期中増加額	65,676,855	75,669,113	46,788,011	188,133,979
	期中減少額	54,918,915	75,704,949	59,634,893	190,258,757
	期末帳簿価額	39,131,944	39,096,108	26,249,226	104,477,278
	平均帳簿価額	44,906,431	55,364,960	54,748,780	155,020,171
新工ネルギー等発電設備	期首帳簿価額	291,025	449,025	-	740,050
	期中増加額	3,494,028	3,418,431	2,230,128	9,142,587
	期中減少額	3,336,028	3,867,456	2,230,128	9,433,612
	期末帳簿価額	449,025	-	-	449,025
	平均帳簿価額	364,310	718,882	-	1,083,192
送電設備	期首帳簿価額	38,236,748	71,639,247	87,669,925	197,545,920
	期中増加額	57,198,169	52,211,582	58,289,123	167,698,874
	期中減少額	23,795,670	36,180,904	44,825,265	104,801,839
	期末帳簿価額	71,639,247	87,669,925	101,133,783	260,442,955
	平均帳簿価額	52,242,468	79,389,549	91,094,440	222,726,457
変電設備	期首帳簿価額	5,227,035	11,989,915	14,313,183	31,530,133
	期中増加額	20,646,632	23,083,747	19,160,515	62,890,894
	期中減少額	13,883,752	20,760,479	21,961,250	56,605,481
	期末帳簿価額	11,989,915	14,313,183	11,512,448	37,815,546
	平均帳簿価額	9,055,967	11,865,299	9,875,496	30,796,762
配電設備	期首帳簿価額	5,463,943	5,463,943	5,463,943	16,391,829
	期中増加額	30,442,255	30,215,781	30,126,867	90,784,903
	期中減少額	30,442,255	30,215,781	30,126,867	90,784,903
	期末帳簿価額	5,463,943	5,463,943	5,463,943	16,391,829
	平均帳簿価額	5,463,943	5,463,943	5,463,943	16,391,829
業務設備	期首帳簿価額	29,479,670	30,075,990	29,115,054	88,670,714
	期中増加額	15,265,370	12,413,616	13,393,083	41,072,069
	期中減少額	14,669,050	13,374,552	12,592,844	40,636,446
	期末帳簿価額	30,075,990	29,115,054	29,915,293	89,106,337
	平均帳簿価額	31,410,107	30,056,079	29,823,466	91,289,652
レポートベース	91,744,439	122,266,783	140,363,429	354,374,651	

[核燃料資産]

項目	(単位：千円)				備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
期首帳簿価額	211,748,559	220,662,308	211,712,285	644,123,152	
期中増加額	21,574,106	15,171,946	22,914,964	59,661,016	
期中減少額	12,660,357	24,121,969	24,322,946	61,105,272	
期末帳簿価額	220,662,308	211,712,285	210,304,303	642,678,896	
平均帳簿価額	216,205,434	216,187,297	211,008,294	643,401,025	
期首帳簿価額	60,299,710	52,698,377	44,974,597	157,972,684	
期中増加額	1	1	2	4	
期中減少額	7,601,334	7,723,781	7,601,334	22,926,449	
期末帳簿価額	52,698,377	44,974,597	37,373,265	135,046,239	
平均帳簿価額	56,499,044	48,836,487	41,173,931	146,509,462	
レートベース	272,704,478	265,023,784	252,182,225	789,910,487	

[特定投資]

項目	(単位：千円)				備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
期首帳簿価額	466,082	456,583	447,084	1,369,749	
期中増加額	-9,499	-9,499	-9,499	-28,497	
期末帳簿価額	456,583	447,084	437,585	1,341,252	
平均帳簿価額	461,332	451,834	442,335	1,355,501	
期首帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
平均帳簿価額	1,229,974	1,229,974	1,229,974	3,689,922	
期首帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
平均帳簿価額	52,957,090	52,957,090	52,957,090	158,871,270	
期首帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
期中増加額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
平均帳簿価額	660,000	660,000	660,000	1,980,000	
期首帳簿価額	13,390,159	16,529,524	20,345,066	50,264,749	
期中増加額	3,139,365	3,815,542	3,689,142	10,644,049	
期末帳簿価額	16,529,524	20,345,066	24,034,208	60,908,798	
平均帳簿価額	14,959,842	18,437,295	22,189,637	55,586,774	
レートベース	70,268,238	73,736,193	77,479,036	221,483,467	燃料調達関係プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を繰めて表示している。

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

（単位：千円）

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
営業費項目	役員給与	321,600	321,600	321,600	964,800	
	給料手当	71,369,843	73,932,511	73,045,996	218,348,350	
	給料手当振替額（貸方）	-629,603	-651,530	-644,081	-1,925,214	
	退職給与金	14,877,727	7,929,973	8,087,857	30,895,557	
	厚生費	15,001,876	15,009,319	14,977,937	44,989,132	
	委託検針費	6,508,268	6,300,744	6,081,707	18,890,719	
	委託集金費	3,143,846	3,119,000	2,972,551	9,235,397	
	雑給	571,252	568,879	555,490	1,695,621	
	燃料費	528,689,802	437,072,373	387,236,474	1,352,998,649	
	使用済燃料再処理等発電費	7,183,882	11,895,257	12,660,413	31,739,552	
	使用済燃料再処理等既発電費	7,581,451	7,581,451	7,581,451	22,744,353	
	廃棄物処理費	11,884,312	11,336,592	11,232,434	34,453,338	
	特定放射性廃棄物処分費	4,214,765	3,678,661	3,629,283	11,522,709	
	消耗品費	6,060,582	5,981,158	5,969,164	18,010,904	
	修繕費	164,390,584	202,196,674	206,791,737	573,378,995	
	水利使用料	1,706,906	1,707,171	1,711,006	5,125,083	
	補償費	3,035,909	2,687,978	1,817,318	7,541,205	
	賃借料	28,380,575	28,223,018	28,471,868	85,075,461	
	託送料	2,584,624	2,508,284	2,503,739	7,596,647	
	事業者間精算費	912,867	949,716	918,131	2,780,714	
	委託費	82,498,273	85,741,752	83,687,977	251,928,002	
	損害保険料	1,522,646	1,986,277	2,029,071	5,537,994	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	16,919,400	16,919,400	16,919,400	50,758,200	
	普及開発関係費	2,023,324	1,903,848	1,901,744	5,828,916	
	養成費	1,437,677	1,471,522	1,473,292	4,382,491	
	研究費	5,320,850	5,191,536	5,474,602	15,986,988	
	諸費	16,637,213	17,190,148	17,438,842	51,266,203	
	電気料貸倒損	521,787	500,461	485,479	1,507,727	
	減価償却費	2,657,384	2,380,285	2,773,865	7,811,534	
	固定資産除却費	11,220,833	14,481,675	9,817,834	35,520,342	
	共有設備費等分担額	293,233	298,395	296,034	887,662	
	共有設備費等分担額（貸方）	-530,018	-500,795	-535,562	-1,566,375	
地帯間購入電源費	0	0	0	0		
地帯間購入送電費	0	0	0	0		
他社購入電源費	145,021,586	120,626,629	126,660,959	392,309,174		
他社購入送電費	723,297	705,727	705,727	2,134,751		
建設分担関連費振替額（貸方）	-315,270	-345,327	-305,359	-965,956		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-805,704	-801,156	-667,967	-2,274,827		
開発費	0	0	0	0		
電力費振替勘定（貸方）	-89,202	-77,982	-100,422	-267,606		
株式交付費	96	96	96	288		
社債発行費	728,506	578,781	637,443	1,944,730		
小 計	1,163,576,979	1,090,600,101	1,044,615,130	3,298,792,210		
控除収益項目	地帯間販売電源料	2,300,000	2,300,000	0	4,600,000	
	地帯間販売送電料	0	0	0	0	
	他社販売電源料	6,853,742	7,751,567	6,039,398	20,644,707	
	他社販売送電料	1,084,667	1,138,472	901,367	3,124,506	
	遅収加算料金	2,413,117	1,157,738	0	3,570,855	
	託送収益	248,317	260,634	254,708	763,659	
	事業者間精算収益	4,269,955	4,269,955	4,269,955	12,809,865	
	電気事業雑収益	12,270,859	11,850,428	12,406,176	36,527,463	
	預金利息	18,950	18,176	17,633	54,759	
小 計	29,459,607	28,746,970	23,889,237	82,095,814		
合 計	1,134,117,372	1,061,853,131	1,020,725,893	3,216,696,396		
レートベース	141,764,672	132,731,641	127,590,737	402,087,050		

（記載注意）

（何）の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
火力燃料 貯蔵品	消費金額	73,215,341	61,467,871	67,909,464	202,592,676	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計					
	消費金額	9,151,918	7,683,484	8,488,683	25,324,085	
	平均月数	152,844,481	121,768,978	91,639,854	366,253,313	
	計	1.5	1.5	1.5	1.5	
	消費金額	19,105,560	15,221,122	11,454,982	45,781,664	
	平均月数	297,121,644	248,684,886	222,135,272	767,941,802	
	計	1.5	1.5	1.5	1.5	
	消費金額	37,140,206	31,085,611	27,766,909	95,992,726	
	平均月数	2,259,543	1,938,625	2,299,421	6,497,589	
	計	1.5	1.5	1.5	1.5	
助燃料費	消費金額	282,443	242,328	287,428	812,199	
	平均月数	413,643	413,643	413,643	1,240,929	
	計	1.5	1.5	1.5	1.5	
運炭費	消費金額	51,705	51,705	51,705	155,115	
	平均月数	65,731,832	54,284,250	48,049,707	168,065,789	
	計	-	-	-	-	
新エネルギー等 貯蔵品	消費金額	-	-	-	-	
	平均月数	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	
その他 貯蔵品	小 計	-	-	-	-	
	配電平均帳簿原価	1,420,395,147	1,434,052,304	1,447,638,451	4,302,085,902	
	一般貯蔵品払出率	7.602%	7.602%	7.602%	7.602%	
レポートベース (記載注意)	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小 計	13,497,305	13,627,082	13,756,184	40,880,571	
	合 計	79,229,137	67,911,332	61,805,891	208,946,360	
レポートベース		79,229,137	67,911,332	61,805,891	208,946,360	

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-	

(2) 第 4 条 第 4 項 関 係

[報酬率]

(単位：%)

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備 考
自己資本報酬率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.21	
他人資本報酬率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	1.49	
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

(単位：千円)

項 目	平成27年度					備 考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	原価算定期間計	
遅収加算料金	2,413,117	1,157,738	-	-	3,570,855	
地帯間販売電源料	2,300,000	2,300,000	-	-	4,600,000	
地帯間販売送電料	-	-	-	-	-	
他社販売電源料	6,853,742	7,751,567	6,039,398	20,644,707		
他社販売送電料	1,084,667	1,138,472	901,367	3,124,506		
託送収益	248,317	260,634	254,708	763,659		
事業者間精算収益	4,269,955	4,269,955	4,269,955	12,809,865		
電気事業雑収益	12,270,859	11,850,428	12,406,176	36,527,463		
預金利息	18,950	18,176	17,633	54,759		
合 計	29,459,607	28,746,970	23,889,237	82,095,814		

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[遅収加算料金]

(単位：千円)

項 目	至近実績						原価算定期間計	備 考	
	平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度			平成27年度
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
遅収加算料金	2,186,502	2,251,418	2,208,572	2,215,000	2,413,117	1,157,738	3,570,855		
電灯・電力料収入	684,171,542	709,265,747	702,631,873	693,115,000	761,012,336	365,109,965	1,126,122,301		
				平均回収率 (%)					
				0.32%					

[地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料]

(単位：千円)

項 目	平成27年度					備 考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	原価算定期間計	
地帯間販売電力料	地帯間販売電源料 料金計	2,300,000	2,300,000	-	4,600,000	
	地帯間販売送電料 料金計	-	-	-	-	
他社販売電力料	電力量 (10 ⁶ kWh)	-	-	-	-	
	他社販売電源料 料金計	6,853,742	7,751,567	6,039,398	20,644,707	
	他社販売送電料 料金計	1,084,667	1,138,472	901,367	3,124,506	
	電力量 (10 ⁶ kWh)	595	706	540	1,841	

[託送収益]

項 目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計		備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
その他託送収益		248,317	260,634		254,708		763,659		

(単位：千円)

[事業者間精算収益]

項 目	至近実績					原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
事業者間精算収益	10,918	12,713	13,344	12,325	13,008	13,344	40,031
料金計	2,620,375	3,051,203	3,202,466	2,958,015	3,121,967	4,269,955	12,809,865

(単位：千円)

[電気事業雑収益]

項 目	至近実績					原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
契約超過金	495,014	641,966	248,010	461,663	458,134	522,873	1,575,155
違約金	78,559	43,994	21,782	48,112	80,854	49,207	148,244
諸貸付料	111	235	5,329	1,892	369	215	645
受託運転益	11,335	8,777	8,843	9,652	9,645	9,645	28,935
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-
受託工事益	57,585	66,558	52,673	58,939	64,271	53,211	158,102
広告料	8,962	8,934	8,923	8,940	8,909	8,883	26,649
供給雑収	1,095,123	1,280,211	1,310,534	1,228,623	1,423,837	1,977,331	5,931,994
雑口	8,232,281	11,730,014	8,631,777	9,531,357	8,849,318	9,229,063	28,657,739
合 計	9,978,970	13,780,689	10,287,871	11,349,178	10,895,337	11,850,428	36,527,463

(単位：千円)

[預金利息]

(単位 : 千円)

項 目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	適用 金利 (%)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率 (%)							
普通預金 利息	22,385	15,080	25,800	6.22%	27,588	0.020%	18,950	18,176	17,633	54,759	
通知預金 利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	22,385	15,080	25,800	6.22%	27,588	0.020%	18,950	18,176	17,633	54,759	
電灯・ 電力料収入	1,288,782,727	1,284,395,688	1,337,389,459	-	1,345,958,000	-	1,524,649,798	1,462,430,037	1,418,721,211	4,405,801,046	

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8 部門整理表(1)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計	固有感		計	固有感		計	固有感		計	固有感	
		一般	一般		一般	一般		一般	一般		一般	一般
役員給与	38,247	0	38,247	111,504	0	111,504	117,192	0	117,192	6,080	0	6,080
給料手当	8,591,474	7,115,278	1,476,196	25,186,774	20,702,346	4,484,428	26,937,187	22,516,379	4,420,808	1,485,694	1,250,141	235,553
給料手当振替額(貸方)	-75,753	-62,737	-13,016	-222,076	-182,536	-39,540	-237,509	-198,530	-38,979	-13,100	-11,023	-2,077
退職給付金	1,303,622	0	1,303,622	3,767,192	0	3,767,192	4,065,352	0	4,065,352	222,965	0	222,965
厚生費	1,770,498	1,466,369	304,129	5,189,289	4,265,368	923,921	5,549,622	4,638,809	910,813	306,067	257,536	48,531
委託除計算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	66,430	55,280	11,150	193,262	160,756	32,506	208,976	174,812	34,164	11,477	9,705	1,772
燃料費	0	0	0	1,344,526,309	1,344,526,309	0	61,089,758	61,089,758	0	8,472,340	8,472,340	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	31,739,552	31,739,552	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	20,613,093	20,613,093	0	13,529,916	13,529,916	0	310,329	310,329	0
特定放射線廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	11,522,709	11,522,709	0	0	0	0
消耗品費	407,696	268,409	139,287	4,856,738	4,450,660	406,078	5,049,916	4,623,122	426,794	136,934	114,791	22,143
修繕費	20,537,835	19,825,210	712,625	134,458,707	134,082,461	376,246	160,018,366	159,572,057	446,309	11,258,561	11,237,632	20,929
水利使用料	5,125,083	5,125,083	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償費	481,680	397,446	84,234	4,022,664	3,319,199	703,465	2,752	2,271	481	0	0	0
賃借料	1,245,226	138,893	1,106,333	6,103,800	2,451,364	3,652,436	5,756,189	2,009,453	3,746,736	295,748	107,287	188,461
託送料	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	14,174,947	10,770,042	3,404,905	36,440,730	25,041,430	11,399,300	66,326,707	51,897,571	14,429,136	1,229,284	860,537	368,747
損害保険料	7,186	7,153	33	1,458,243	1,451,596	6,647	4,056,015	4,037,528	18,487	9,490	9,447	43
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	50,758,200	50,758,200	0	0	0	0
普及開発関係費	214,292	0	214,292	2,199,775	0	2,199,775	861,054	0	861,054	45,649	0	45,649
研究費	102,587	0	102,587	465,748	0	465,748	1,650,602	0	1,650,602	15,642	0	15,642
研究費	352,735	0	352,735	3,711,390	0	3,711,390	6,789,593	0	6,789,593	487,107	0	487,107
諸費	2,050,893	732,430	1,318,463	5,784,694	788,083	5,016,611	5,219,158	1,179,225	4,039,933	239,019	29,419	209,600
電気料貸倒損	13,313,370	13,041,215	272,155	10,199,326	10,055,340	143,986	12,015,566	11,845,447	170,119	822,264	813,966	8,298
固定資産税	556,687	491,701	64,986	431,153	380,822	50,331	12,471,958	11,016,009	1,455,949	2,560	2,262	298
雑費	62,046,472	59,738,765	2,307,707	65,881,762	64,658,152	1,223,610	106,063,952	104,624,461	1,439,491	8,191,724	8,118,576	73,148
減価償却費	(2,286,719)	(2,286,719)	(0)	(5,584,831)	(5,584,831)	(0)	(2,698,637)	(2,698,637)	(0)	(54,419)	(54,419)	(0)
固定資産除却費	3,648,418	3,465,960	182,458	3,874,154	3,777,822	96,332	7,299,835	7,185,564	114,271	467,777	462,418	5,359
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	15,515,885	15,515,885	0	0	0	0
共有設備費等分担額	741,150	741,150	0	146,512	146,512	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	-129,172	0	-129,172	-1,566,375	-1,566,375	0	-102,169	0	-102,169	-6,405	0	-6,405
建設分担関連費振替額(貸方)	-97,561	0	-97,561	-1,001,490	-1,001,490	0	-392,012	0	-392,012	-20,783	0	-20,783
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	39	0	39	24	0	24	30	0	30	2	0	2
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費償却	260,059	0	260,059	160,806	0	160,806	205,694	0	205,694	12,896	0	12,896
社債発行費	1,458,655	0	1,458,655	14,973,563	0	14,973,563	5,861,079	0	5,861,079	310,730	0	310,730
社債発行費償却	29,960,461	0	29,960,461	34,275,928	0	34,275,928	55,708,691	0	55,708,691	1,522,201	0	1,522,201
法人税等	(1,029,301)	(0)	(1,029,301)	(2,368,692)	(0)	(2,368,692)	(1,440,566)	(0)	(1,440,566)	(23,370)	(0)	(23,370)
電気事業報酬	188,153,256	123,317,637	64,835,619	1,726,163,326	1,639,102,402	87,060,924	675,669,816	569,290,198	106,379,618	35,822,252	32,045,363	3,776,899
合計	188,153,256	123,317,637	64,835,619	1,726,163,326	1,639,102,402	87,060,924	675,669,816	569,290,198	106,379,618	35,822,252	32,045,363	3,776,899

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8 部門整理表(2)

(単位：千円)

	送電費			変電費			配電費			販売費			合計
	計	一般		計	一般		計	一般		計	一般		
		固有	0		固有	0		固有	0		固有	0	
役員給与	68,648	0	68,648	60,116	0	60,116	268,316	0	268,316	294,697	0	294,697	964,800
給料手当	13,595,407	10,903,414	2,691,993	14,050,259	11,662,144	2,388,115	62,287,600	52,598,837	9,685,763	66,213,955	55,376,504	10,837,451	218,348,350
給料手当振替額(貸方)	-119,873	-96,138	-23,735	-123,885	-102,829	-21,056	-549,200	-463,772	-85,428	-583,818	-488,262	-95,556	-1,925,214
退職給付	2,075,829	2,075,829	0	2,140,609	0	2,140,609	9,473,350	0	9,473,350	10,052,000	0	10,052,000	33,100,919
厚生費	2,802,522	2,247,894	554,628	2,896,177	2,404,157	492,020	12,832,801	10,836,638	1,996,163	13,642,156	11,409,330	2,232,826	44,989,132
委託除計算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,890,719	18,890,719	0	18,890,719
委託集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,235,397	9,235,397	0	9,235,397
雑給	104,787	84,775	20,012	108,187	90,662	17,525	486,610	408,391	78,219	515,892	429,992	85,910	1,695,621
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414,098,407
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,739,552
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,453,338
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,522,709
消耗品費	673,174	423,168	250,006	754,085	535,154	218,931	2,301,134	1,323,975	977,159	3,831,227	2,757,992	1,073,235	18,010,904
修繕費	40,792,552	39,615,664	1,176,888	20,979,906	20,136,517	843,389	180,777,150	177,058,446	3,718,704	4,555,918	0	4,555,918	573,378,995
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,125,083
補償費	2,831,197	2,336,091	495,106	0	0	0	202,912	167,427	35,485	0	0	0	7,541,205
賃借料	8,791,989	4,505,194	4,286,795	3,334,232	329,339	3,004,893	43,681,196	31,058,073	12,623,123	16,179,259	0	16,179,259	85,387,639
託送料	7,596,647	7,596,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,596,647
事業者間精算費	2,780,714	2,780,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780,714
委託費	26,122,679	19,261,281	6,861,398	17,067,856	12,588,754	4,479,102	42,739,826	27,591,937	15,147,889	47,825,973	30,999,043	16,826,930	251,928,002
損害保険料	0	0	0	0	0	0	7,080	7,028	32	0	0	0	5,537,994
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,758,200
普及開発助成費	428,414	0	428,414	212,143	0	212,143	720,663	0	720,663	1,146,926	832,256	314,670	5,828,916
養成費	234,285	234,285	0	129,480	0	129,480	859,067	0	859,067	925,080	0	925,080	4,382,491
研究費	1,142,970	0	1,142,970	1,031,300	0	1,031,300	1,347,428	0	1,347,428	1,124,465	0	1,124,465	15,986,988
諸費	2,859,089	492,594	2,366,495	2,318,204	245,854	2,072,350	15,354,769	6,105,208	9,249,561	18,613,151	8,454,150	10,159,001	52,438,977
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,526,171	1,526,171	0	1,526,171
固定資産税	19,322,893	18,874,521	448,372	9,496,152	9,174,837	321,315	29,241,598	27,824,843	1,416,755	2,256,605	0	2,256,605	96,667,774
雑税	140,975	124,517	16,458	280,250	247,534	32,716	89,615	79,154	10,461	1,895,871	1,674,550	221,321	15,869,069
減価償却費	116,142,629	112,350,671	3,791,958	61,425,738	58,708,321	2,717,417	85,086,348	73,104,605	11,981,743	23,867,028	0	23,867,028	528,705,653
固定資産除却費	25,942,428	25,641,102	301,326	7,456,684	7,240,746	215,938	12,798,661	11,846,539	952,122	1,166,477	0	1,166,477	62,654,434
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,515,885
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	887,662
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,566,375
建設負担関連費振替額(貸方)	-278,437	0	-278,437	-96,311	0	-96,311	-268,413	0	-268,413	-5,176	0	-5,176	-965,956
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-195,044	0	-195,044	-96,592	0	-96,592	-328,096	0	-328,096	-143,259	0	-143,259	-2,274,827
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	83	0	83	29	0	29	80	0	80	1	0	1	288
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	560,568	0	560,568	193,899	0	193,899	540,388	0	540,388	10,420	0	10,420	1,944,730
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	2,916,153	0	2,916,153	1,444,030	0	1,444,030	4,905,456	0	4,905,456	2,141,912	0	2,141,912	34,011,578
電気事業報酬	58,844,424	0	58,844,424	21,407,447	0	21,407,447	60,646,400	0	60,646,400	1,738,482	0	1,738,482	264,104,034
合計	336,177,702	247,142,109	89,035,593	166,470,005	123,261,190	43,208,815	565,502,719	419,547,329	145,955,390	246,917,529	141,097,832	105,819,697	3,920,876,605

配電費・販売費整理表

	高圧配電費		低圧配電費	需要家費	給電費		一服販売費	合計
	高圧配電費	低圧配電費			ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	150,050	79,432	106,109	36,384	1,373	189,665	563,013	
給料手当	34,832,976	18,439,615	24,130,728	8,174,844	308,488	42,614,904	128,501,555	
給料手当振替額(貸方)	-307,128	-162,585	-212,764	-72,079	-2,720	-375,742	-1,133,018	
退職給与金	5,297,763	2,804,490	3,665,828	1,241,030	46,832	6,469,407	19,525,350	
厚生費	7,176,463	3,799,021	4,971,630	1,684,275	63,568	8,780,010	26,474,957	
委託検針費	0	0	18,890,719	0	0	0	18,890,719	
委託基金費	0	0	9,235,397	0	0	0	9,235,397	
雑給	272,126	144,056	188,199	63,692	2,404	332,025	1,002,502	
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	1,286,859	681,227	1,207,663	473,007	17,850	2,465,755	6,132,361	
修繕費	66,928,386	35,430,038	79,419,247	669,805	19,533	2,866,059	185,333,068	
水利使用料	0	0	0	0	0	0	0	
補償費	132,877	70,235	0	0	0	0	202,912	
賃借料	28,561,518	15,119,678	5,210,620	3,126,887	121,904	7,719,848	59,860,455	
託送料	0	0	0	0	0	0	0	
事業者間清算費	0	0	0	0	0	0	0	
委託費	19,181,197	10,153,995	27,652,939	6,523,765	189,808	26,864,095	90,565,799	
損害保険料	4,616	2,444	0	0	0	0	7,060	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	
普及関係経費	403,015	213,345	104,303	0	0	1,146,926	1,867,589	
養成費	480,415	254,318	287,367	299,091	3,327	459,629	1,784,147	
研究費	759,520	398,892	249,201	909,639	7,893	152,758	2,471,893	
諸費	8,586,819	4,545,624	6,471,448	2,297,999	86,718	11,979,312	33,967,920	
電気料貸倒損	0	0	0	0	0	1,526,171	1,526,171	
固定資産税	18,848,801	9,978,034	795,943	761,309	22,202	1,091,914	31,498,203	
雑税	50,115	26,530	445,771	234,066	8,833	1,220,171	1,985,486	
減価償却費	54,845,690	29,033,793	4,430,564	11,085,544	323,280	9,234,505	108,953,376	
固定資産除却費	8,249,871	4,367,254	437,704	171,494	5,001	733,814	13,965,138	
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	0	0	0	0	
建設分担関連費振替額(貸方)	-175,505	-92,908	-1,181	-639	-24	-3,332	-273,589	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-214,530	-113,566	-32,704	-17,687	-667	-92,201	-471,355	
開発費	0	0	0	0	0	0	0	
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	
株式交付費	52	27	1	0	0	1	81	
株式交付費償却	0	0	0	0	0	0	0	
社債発行費	348,328	184,395	10,043	1,286	49	6,707	550,808	
社債発行費償却	0	0	0	0	0	0	0	
法人税等	3,162,001	1,673,876	558,547	264,443	9,979	1,378,522	7,047,368	
電気事業報酬	39,091,978	20,694,213	1,016,100	1,101,527	41,588	439,496	62,384,882	
合計	297,948,073	157,725,473	189,239,422	39,029,682	1,277,179	127,200,419	812,420,248	

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5（第8条第1項、第2項関係）

第1表

送電・高圧配電関連費用細表（1）

	水力発電費のうちの アンシラリーサービス費			火力発電費のうちの アンシラリーサービス費			総送電費			受電用変電サービス費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
役員給与	1,705	1,705	0	6,601	6,601	0	68,648	68,648	0	39,567	39,567	0
給料手当	383,068	383,068	0	1,491,107	1,491,107	0	13,595,407	13,595,407	0	9,247,656	9,247,656	0
給料手当振替額(貸方)	-3,378	-3,378	0	-13,147	-13,147	0	-119,873	-119,873	0	-81,539	-81,539	0
退職給付金	58,125	58,125	0	223,025	223,025	0	2,075,629	2,075,629	0	1,408,915	1,408,915	0
厚生費	78,941	78,941	0	307,216	307,216	0	2,802,522	2,802,522	0	1,906,217	1,906,217	0
委託検針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託監査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑給	2,962	2,962	0	11,441	11,441	0	104,787	104,787	0	71,207	71,207	0
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	9,089	9,089	0	143,764	143,764	0	673,174	336,587	336,587	496,327	248,164	248,163
修繕費	915,720	915,720	0	7,960,224	7,960,224	0	40,792,552	40,792,552	0	14,914,552	14,914,552	0
水電使用料	228,512	228,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抽費費	21,477	21,477	0	238,150	238,150	0	2,831,197	2,831,197	0	0	0	0
賃借料	55,521	55,521	0	361,357	361,357	0	8,791,989	8,791,989	0	2,370,296	2,370,296	0
託送料	0	0	0	0	0	0	7,596,647	7,596,647	210,779	0	0	0
事業管理経費	0	0	0	0	0	0	2,780,714	2,780,714	2,780,714	0	0	0
委託費	632,018	632,018	0	2,157,364	2,157,364	0	26,122,679	26,122,679	0	12,133,488	12,133,488	0
損保除料	320	320	0	86,331	86,331	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及関係関係費	9,555	9,555	0	130,231	130,231	0	428,414	428,414	0	139,629	139,629	0
養成費	4,574	4,574	0	27,573	27,573	0	234,285	234,285	0	85,222	85,222	0
研究費	15,727	15,727	0	219,722	219,722	0	1,142,970	1,142,970	0	678,785	678,785	0
諸費	91,443	91,443	0	342,465	342,465	0	2,959,089	2,959,089	0	1,525,805	1,525,805	0
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	593,603	593,603	0	603,820	603,820	0	19,322,893	19,322,893	0	6,250,215	6,250,215	0
雑税	24,821	24,821	0	25,525	25,525	0	140,975	140,975	0	184,456	184,456	0
減価償却費	2,763,155	2,763,155	0	3,871,404	3,871,404	0	116,142,629	116,142,629	0	40,429,438	40,429,438	0
固定資産除却費	162,672	162,672	0	229,358	229,358	0	25,942,428	25,942,428	0	4,907,870	4,907,870	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	33,046	33,046	0	8,674	8,674	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費差分担額(貸方)	0	0	0	-92,733	-92,733	0	0	0	0	0	0	0
地籍関係入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	1,602,575	1,602,575	0	0	0	0
建設分回連運賃償額(貸方)	-5,759	-5,759	0	-4,729	-4,729	0	-278,437	-278,437	0	-63,390	-63,390	0
附帯事業営業費用分担回運賃償額(貸方)	-4,350	-4,350	0	-59,290	-59,290	0	-195,044	-195,044	0	-63,569	-63,569	0
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	2	2	0	1	1	0	83	83	0	19	19	0
株式交付償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	11,595	11,595	0	9,520	9,520	0	560,568	560,568	0	127,621	127,621	0
社債発行償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	65,037	65,037	0	886,465	886,465	0	2,916,153	2,916,153	0	950,437	950,437	0
電気事業報酬	1,334,370	1,334,370	0	2,016,402	2,016,402	0	58,844,424	58,844,424	0	14,090,039	14,090,039	0
地籍関係入送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	-3,124,506	-2,182,391	-942,115	0	0	0
合計	7,483,571	7,483,571	0	21,187,841	21,187,841	0	334,655,771	332,269,806	2,385,965	111,749,263	111,501,100	248,163

(記載注意)

様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電関連費用明細表(2)

(単位:千円)

	配電用変電サービス費			高圧配電費			ネットワーク給電費			計			需要家費	合計
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変		
役員給与	20,549	20,549	0	150,050	150,050	0	36,384	36,384	0	323,504	323,504	0	106,109	429,613
給料手当	4,802,603	4,802,603	0	34,832,976	34,832,976	0	8,174,844	8,174,844	0	72,527,661	72,527,661	0	24,130,728	96,658,389
給料手当控除額(賞与)	-42,346	-42,346	0	-307,128	-307,128	0	-72,079	-72,079	0	-639,490	-639,490	0	-212,764	-852,254
退職給付金	731,694	731,694	0	5,297,763	5,297,763	0	1,241,030	1,241,030	0	11,036,381	11,036,381	0	3,665,628	14,702,009
厚生費	989,960	989,960	0	7,176,463	7,176,463	0	1,684,275	1,684,275	0	14,945,594	14,945,594	0	4,971,630	19,917,224
委託採針費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,890,719	18,890,719
委託監査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,235,397	9,235,397
雑給	36,980	36,980	0	272,126	272,126	0	63,692	63,692	0	563,195	563,195	0	188,199	751,394
燃料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	257,758	128,879	128,879	1,286,859	643,430	643,429	473,007	236,504	236,503	3,339,978	1,746,417	1,593,561	1,207,663	4,547,641
修繕費	6,065,354	6,065,354	0	66,928,386	66,928,386	0	669,805	669,805	0	138,246,593	138,246,593	0	79,419,247	217,665,840
水電使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	228,512	228,512	0	0	228,512
抽費	0	0	0	132,677	132,677	0	0	0	0	3,223,501	3,223,501	0	0	3,223,501
賃借料	963,936	963,936	0	28,561,518	28,561,518	0	3,126,887	3,126,887	0	44,231,504	44,231,504	0	5,210,620	49,442,124
託送料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,596,647	7,596,647	0	2,107,779	7,596,647
事業用経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780,714	2,780,714	0	0	2,780,714
委託費	4,934,368	4,934,368	0	19,181,197	19,181,197	0	6,523,765	6,523,765	0	71,684,879	71,684,879	0	27,652,839	99,337,818
委託保険料	0	0	0	4,616	4,616	0	0	0	0	91,267	91,267	0	0	91,267
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償	72,514	72,514	0	403,015	403,015	0	299,091	299,091	0	1,183,358	1,183,358	0	104,303	1,287,661
普及関係経費	44,258	44,258	0	480,415	480,415	0	909,639	909,639	0	1,175,418	1,175,418	0	287,367	1,462,785
研究費	352,515	352,515	0	753,520	753,520	0	909,639	909,639	0	4,072,878	4,072,878	0	249,201	4,322,079
諸費	792,399	792,399	0	8,586,819	8,586,819	0	2,297,999	2,297,999	0	16,496,019	16,496,019	0	6,471,448	22,967,467
電気料買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	3,245,937	3,245,937	0	18,848,801	18,848,801	0	761,309	761,309	0	49,626,578	49,626,578	0	795,943	50,422,521
雑税	95,794	95,794	0	50,115	50,115	0	234,066	234,066	0	755,752	755,752	0	445,771	1,201,523
減価償却費	20,996,300	20,996,300	0	54,845,690	54,845,690	0	11,085,544	11,085,544	0	250,134,160	250,134,160	0	4,430,564	254,564,724
固定資産除却費	2,548,814	2,548,814	0	8,249,871	8,249,871	0	171,494	171,494	0	42,212,507	42,212,507	0	437,704	42,650,211
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,720	41,720	0	0	41,720
共有設備費差分担額(費方)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-92,733	-92,733	0	0	-92,733
地籍関係入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設分担送電費(費方)	-32,921	-32,921	0	-175,505	-175,505	0	-639	-639	0	1,602,575	1,602,575	0	-1,181	-562,561
附属事業営業費用分担額(費方)	-33,013	-33,013	0	-214,530	-214,530	0	-17,687	-17,687	0	-587,483	-587,483	0	-32,704	-620,187
閉発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
閉発費償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	10	10	0	52	52	0	0	0	0	167	167	0	1	168
株式交付買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	66,278	66,278	0	348,328	348,328	0	1,286	1,286	0	1,125,196	1,125,196	0	10,043	1,135,239
社債発行買倒損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	493,593	493,593	0	3,162,001	3,162,001	0	264,443	264,443	0	8,738,129	8,738,129	0	558,547	9,296,676
電気事業報酬	7,317,408	7,317,408	0	39,091,978	39,091,978	0	1,101,527	1,101,527	0	123,796,148	123,796,148	0	1,016,100	124,812,248
地籍関係入送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-3,124,506	-3,124,506	0	-942,115	-3,124,506
合計	54,720,742	54,591,863	128,879	297,948,073	297,304,644	643,429	39,029,682	38,793,179	236,503	866,774,943	863,132,004	3,642,939	189,239,422	1,056,014,365

送電・高圧配電非開連費用細表(1)

	水力発電のうち 総非アンソラリーサービス費			火力発電のうち 総非アンソラリーサービス費			総原子力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	36,542	36,542	0	104,903	104,903	0	117,192	117,192	0	6,080	6,080	0
給料手当	8,208,406	8,208,406	0	23,695,667	23,457,763	237,904	26,937,187	26,937,187	0	1,485,694	1,485,694	0
給料手当振替額(貸方)	-72,375	-72,375	0	-208,929	-206,831	-2,098	-237,509	-237,509	0	-13,100	-13,100	0
退職給付金	1,245,497	1,245,497	0	3,544,167	3,508,584	35,583	4,065,352	4,065,352	0	222,965	222,965	0
厚生費	1,691,557	1,691,557	0	4,892,073	4,833,057	49,016	5,549,622	5,549,622	0	306,067	306,067	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃料費	63,468	63,468	0	181,821	179,996	1,825	208,976	208,976	0	11,477	11,477	0
燃料費	0	0	0	1,344,526,309	1,344,526,309	0	61,099,758	61,099,758	0	8,472,340	8,472,340	0
使用済燃料再処理等発電費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃費物処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定放射性廃棄物処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	398,607	194,759	203,848	4,712,974	2,261,668	2,451,306	5,049,916	3,273,056	13,529,916	310,329	0	310,329
修繕費	19,622,115	19,622,115	0	126,498,483	125,228,438	1,270,045	160,018,366	160,018,366	0	11,258,561	68,467	68,467
水利使用料	4,896,571	4,896,571	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税	1,189,705	1,189,705	0	5,742,443	5,684,789	57,654	5,756,189	5,756,189	0	295,748	295,748	0
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貯蔵料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者間精算費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料	13,542,929	13,542,929	0	34,283,366	33,939,161	344,205	66,326,707	66,326,707	0	1,229,284	1,229,284	0
損害保険料	6,866	6,866	0	1,371,912	1,358,138	13,774	4,056,015	4,056,015	0	9,490	9,490	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普及財団助成金	204,737	204,737	0	2,069,544	2,048,766	20,778	861,054	861,054	0	45,649	45,649	0
雑費	98,013	98,013	0	438,175	433,776	4,399	1,650,602	1,650,602	0	15,642	15,642	0
研究費	337,008	337,008	0	3,491,668	3,456,812	35,056	6,789,593	6,789,593	0	487,107	487,107	0
雑費	1,959,450	1,959,450	0	5,442,229	5,387,589	54,640	5,219,158	5,219,158	0	239,019	239,019	0
電気料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産税	12,719,767	12,719,767	0	9,595,506	9,499,167	96,339	12,015,566	12,015,566	0	822,264	822,264	0
雑税	531,866	531,866	0	405,628	401,555	4,073	12,471,958	12,471,958	0	2,560	2,560	0
減価償却費	59,283,317	59,283,317	0	62,010,368	61,440,817	569,541	106,063,952	106,063,952	0	8,191,724	8,191,724	0
減価償却費	(2,188,072)	(2,188,072)	(0)	(5,283,126)	(5,283,126)	(0)	(2,699,837)	(2,699,837)	(0)	(54,419)	(54,419)	(0)
固定資産除却費	3,485,746	3,485,746	0	3,644,796	3,608,202	36,594	7,299,835	7,299,835	0	467,777	467,777	0
原子力発電施設解体費	0	0	0	0	0	0	15,515,885	15,515,885	0	0	0	0
共有設備費等分担額	708,104	708,104	0	137,838	136,454	1,384	0	0	0	0	0	0
共有設備費等分担額(貸方)	0	0	0	-1,473,642	-1,458,947	-14,795	0	0	0	0	0	0
地権者購入電流費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地権者購入電流費(電源線に係る費用に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(過去の使用済燃料に係る費用及び火工水特種法交付金相当額を除く。)	39,267,106	25,812,766	13,454,340	307,570,126	86,625,936	220,944,190	0	0	0	45,471,942	0	45,471,942
地権者購入電流費(電源線に係る費用に限る。)	11,613	11,613	0	520,563	520,563	0	0	0	0	0	0	0
建設分相間損益振替額(貸方)	-123,413	-123,413	0	-75,144	-74,390	-754	-102,169	-102,169	-6,405	-6,405	-6,405	0
附属事業費用分担額(貸方)	-93,211	-93,211	0	-942,200	-932,740	-9,460	-392,012	-392,012	-20,783	-20,783	-20,783	0
附属費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
附属費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式交付費	37	37	0	23	23	0	30	30	0	2	2	0
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社債発行費	248,464	248,464	0	151,286	149,767	1,519	205,694	205,694	0	12,896	12,896	0
社債発行費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税等	1,393,618	1,393,618	0	14,067,099	13,945,694	141,404	5,861,079	5,861,079	0	310,730	310,730	0
電気事業報酬	28,626,091	28,626,091	0	32,259,526	31,968,143	301,383	55,708,691	55,708,691	0	1,522,201	1,522,201	0
地権者購入電流費(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	(984,884)	(984,884)	(0)	(2,241,262)	(2,241,262)	(0)	(1,440,566)	(1,440,566)	(0)	(23,370)	(23,370)	(0)
地権者購入電流費(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地権者購入電流費(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	0	0	0	-20,566,802	-3,991,251	-16,577,551	0	0	0	0	0	0
地権者購入電流費(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地権者購入電流費(電源線に係る収益に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	199,949,404	186,290,216	13,658,188	1,992,497,372	417,250,936	1,575,246,436	675,669,816	543,010,094	132,659,722	76,694,194	26,971,116	49,723,073

(記載注意)

- 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	延契約電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10^6 kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	2,630	-	2,528	2,335	20,726	7,751	20,474
高圧需要	6,557	127,514	6,517	4,710	31,195	905,131	30,176
低圧需要	7,680	458,400	6,587	7,309	38,309	103,795,498	35,015
合計	16,867	585,914	15,632	14,354	90,230	104,708,380	85,665

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要61,423百万kWh、高圧需要90,529百万kWh、低圧需要105,044百万kWh。

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	9,052	8,911	6,960	51,382
低圧需要	7,680	6,587	7,309	38,309
合計	16,732	15,498	14,269	89,691

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額 (1)	0	送配電部門電気事業報酬額 142,155,689千円
還元額 (2)	0	
内部留保相当額控除額 (3)	0	
追加事業報酬額 (4)=(1)-(2)-(3)	0	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を，備考欄に記載すること。

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

	連系設備			関連周辺設備		合計
	名称	区間 又は 所在地	金額	名称	金額	
特定 固定 資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
建設 中 の 資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
連系設備特別報酬対象額						0

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項（沖縄電力にあっては、第19条の14第3項）の建設中のものについて記載すること。

様式第7（第17条，第18条関係）

第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計					
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加				
送電・高圧配電関連費	478,314,916	-4,567,077	473,747,839	1,644,461	49,478,857	51,123,318	185,563,424	549,232	186,112,656	665,522,801	45,461,012	710,983,813
送電・高圧配電非関連費	690,078,391	30,271,900	720,350,291	755,933,844	33,363,104	789,296,948				1,446,012,235	63,635,004	1,509,647,239

(記載注意)

固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費，固有可変費及び固有需要家費を，追加の欄には第16条で整理された総追加固定費，総追加可変費及び総追加需要家費を，記載すること。

第2表

原価等集計表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計					
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加				
低圧需要	1,168,393,307	25,704,823	1,194,088,130	757,578,305	82,841,961	840,420,266	185,563,424	549,232	186,112,656	2,111,535,036	109,096,016	2,220,631,052

(記載注意)

第1表で整理された金額の合計額を記載すること。
注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第 8 (第19条第 6 項関係 , 第19条の21第 6 項関係)

第 1 表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
低圧需要	1,194,098,130	840,420,266	186,112,656	2,220,631,052	105,044	21.14	2,220,624,933

(記載注意)

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。